

こ 成 保 3 8  
5 文科初第 4 8 3 号  
令和 5 年 5 月 1 9 日

[最終改正] こ 成 保 3 0 6  
8 文科初第 1 7 2 号  
令和 8 年 4 月 8 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長  
文部科学省初等中等教育局長

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は令和 5 年 4 月 1 日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日付府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号）は廃止する。

この通知の適用前に、旧通知に基づき実施した取り扱いについては、なお従前の例によることとする。

## 記

### 第1 公定価格の具体的な算定方法等

#### (1) 算定方法、加算の要件及び申請手続き等

特定教育・保育等に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の算定に関する基準については、告示に定めるところであるが、具体的な算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、別紙1から別紙11によること。

#### (2) 教育標準時間認定子どもに係る経過措置

教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の額については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第9条第1項第1号及び同項第2号イ及びロ並びに同項第3号イ及びロの規定により、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、告示に定める別表第二等の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格を示しているものであり、国庫負担対象部分は、この標準価格に1,000分の734を乗じて得た額としている。

地方単独費用部分は地域の実情等を参酌して市町村が定めることとされているが、新制度の円滑な実施には、給付額が適正に設定されることが重要であり、また、標準価格は幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準であること等を踏まえ、各市町村は、基本的に、この標準価格に基づき、各市町村において給付額を設定いただくようお願いしたいこと。

なお、地方財政措置についても、標準価格を基に設定する予定としていることから、こうしたことも十分に踏まえた対応とすること。

#### (3) 都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設の公定価格

別紙1から別紙4及び別紙11については、都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設（以下「私立施設」という。）に適用されるものであり、都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設に係る公定価格については、私立施設に適用される公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、施設の設置主体である都道府県及び市町村が定めるものであること。

### 第2 月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法

#### (1) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

公定価格については、告示に定めるところにより各月の額を算定することになるが、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格については、以下の算式1又は算式2を用いて、日割りにより算定すること。

##### 算式1 月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法

告示により算定された各月の公定価格  
× その月の月途中の利用開始日からの開所日数<sup>(注1)</sup> ÷ 日数<sup>(注2)</sup>

##### 算式2 月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

告示により算定された各月の公定価格<sup>(注1)</sup>  
× その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数<sup>(注1)</sup> ÷ 日数<sup>(注2)</sup>

(注1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日をいい、(注2)の「日数」を超える場合は「日数」とする。

(注2) 教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育

認定子どもの場合 20日

上記以外の子どもの場合 25日

(注3) 上記により算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(2) 月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格の算定方法

施設型給付等の支給を受けていた子どもについて、保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から適用する公定価格を変更すること。

なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ(1)により算定すること。

第3 施設型給付費等の支弁方法

(1) 施設・事業者からの請求

施設型給付費等については、毎月、施設・事業者から施設型給付費等の法定代理受領に係る請求書（私立保育所にあつては委託費に係る請求書）を徴して支弁すること。

なお、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、この請求を簡素化することができること。

また、施設型給付費等については、当該施設・事業所を利用する子どもの実人員に依りて支弁されるものであること。

(2) 支弁時期

各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等については、当月分は遅くともその月中に支弁すること。

また、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る施設型給付費等については、翌月の支給時（翌月初日に利用する子どもに係る施設型給付等の支給時）に併せて支弁又は精算をすること。

第4 充足すべき職員数の算定方法について

公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙11に規定するところによる。

(1) 基本分単価において充足すべき職員と各加算について

3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等（主任保育士）専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員<sup>(注)</sup>を満した上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。

職員数の充足状況の確認に際しては、当該施設・事業所の専任又は他の施設・事業所との兼務の状況を把握すること。兼務とされる職員については、機会を捉えて、勤務の実態を把握するようにすること。

また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

(2) 各加算の適用順位について

各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。また、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算及び満3歳児対応加配加算の適用については、別添1の算式により算出された職員数を満たす場合に加算が適用されること。

(3) 常勤以外の職員配置について

常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。

$$\begin{aligned} \text{算式} \quad & \text{常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計} \\ & \div \text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数} \\ & = \text{常勤換算値} \end{aligned}$$

第5 虚偽等の場合の返還措置

市町村長は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握すること。

また、指導監督等の結果、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じること。

## 別紙1（幼稚園（教育標準時間認定1号））

### I 地域区分等

#### 1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

#### 2. 定員区分（②）

利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

#### 3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

#### 4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑤）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑥）及び3歳児配置改善加算（⑧）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

### II 基本部分

#### 1. 基本分単価（⑤）

##### （1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

##### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

##### （ア）園長

##### （イ）教員（教諭等）

基本分単価における必要教員数（園長及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下のiとiiを合計した数であること。

##### i 年齢別配置基準

4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人

（注1）ここでいう「教員（教諭等）」とは、幼稚園教諭免許状を有する者をいうこと（なお、教育・保育に直接従事しない副園長及び教頭については、この限りでない。）。

（注2）ここでいう「4歳以上児」及び「3歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

また、「満3歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中で満3歳に達し入園した者をいうこと。

（注3）確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））}  
+ {3歳児及び満3歳児数×1/20（同）} = 配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）

##### ii 学級編制調整加配

教育標準時間認定子どもに係る利用定員が31人以上300人以下の施設に1人

##### （ウ）その他

##### i 事務職員及び非常勤事務職員

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

(注) 非常勤事務職員については、週2日分の費用を算定。

ii 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

(注) 嘱託等で可。

### Ⅲ 基本加算部分

#### 1. 処遇改善等加算 (⑥、⑳)

##### (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

##### (2) 加算額の算定

区分1及び区分2については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率(a)及び加算率(b)の合計に100を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率(c)を足して得たものを乗じて得た額とする。(注1、2)

区分3については、処遇改善等加算(区分3)一①及び②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(注1) 地域区分に応じた単価×[(加算率(a)+加算率(b))×100]+加算率(c)]

(注2) (a)は告示第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c)は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

#### 2. 副園長・教頭配置加算 (㉑)

##### (1) 加算の要件

園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設に加算する。配置人数にかかわらず同額とする。

i 学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。

ii 学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有しない場合も含む。

iii 当該施設に常時勤務する者であること。

iv 園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。

##### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、新たに加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢等を記載した履歴書等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

##### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した(加算率(a)+加算率(b))×100を乗じて得た額を加えた額

とする。

### 3. 3歳児配置改善加算(⑧)

#### (1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)(イ) iの年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。なお、3歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[(\text{加算率}(a) + \text{加算率}(b)) \times 100] + \text{加算率}(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

### 4. 4歳以上児配置改善加算(⑨)

#### (1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)(イ) iの年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る教員配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設(チーム保育加配加算を算定している施設は除く。)に加算する。なお、4歳以上児が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[(\text{加算率}(a) + \text{加算率}(b)) \times 100] + \text{加算率}(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする(年度の初日の前日における年齢が満3歳の子どもを除く。)

## 5. 満3歳児対応加配加算（⑩又は⑩'）

### （1）加算の要件

#### （ア）3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】

Ⅱの1.（2）（イ）iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人）により実施する施設に加算する。なお、満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ & + \{3歳児数 \text{ (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ & = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

#### （イ）3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩'】

Ⅱの1.（2）（イ）iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人）により実施する施設に加算する。なお、満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ & + \{3歳児数 \text{ (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ & = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

### （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### （3）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の（2）で認定した  $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$  を乗じて得た額を加えた額とする。

## 6. 講師配置加算（⑪）

### （1）加算の要件

基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を配置する利用定員が35人以下又は121人以上の施設に加算する。

### （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とする。

## 7. チーム保育加配加算 (12)

### (1) 加算の要件

基本分単価(5)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、教員(幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に加算する。

なお、本加算の算定上の「加配人数」は、教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数<sup>(注1)</sup>の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数<sup>(注2)</sup>とする。

(注1) 教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数

45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、  
241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：5人、  
301人以上450人以下：6人、451人以上：8人

(注2) 「必要教員数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。

① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人未満の場合小数点第1位を四捨五入した員数とする。

(例) 2.3人の場合、2人

② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人以上の場合

小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。

(例) 3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に(1)の「加配人数」を乗じて得た額に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額に(1)の「加配人数」を乗じて得た額を加えた額とする。

## 8. 通園送迎加算 (13)

### (1) 加算の要件

利用子どもの通園の便宜のため送迎を行う施設に加算する。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

(注) 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）及び通園送迎の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

## 9. 給食実施加算 (14又は14')

### (1) 加算の要件

給食を実施している施設に加算する。

本加算の算定上の「週当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して算出（小数点第1位を四捨五入）することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む。）。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

（注）給食の実施方法（業務委託、外部搬入等）は問わない。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）及び給食の実施状況・実施形態の別等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び以下の給食の実施形態の別に応じて定められた単価に「週当たり実施日数」を乗じた額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価（加算率(a)及び加算率(b)に係る部分）に1の(2)で認定した $\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} \times$ 「週当たり実施日数」及び当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価（加算率(c)に係る部分）に1の(2)で認定した加算率(c)を乗じて得た額を加えた額とする。

(ア) 施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合<sup>(注1)</sup>

(イ) 施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合<sup>(注2)</sup>

（注1）施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合を含む。

（注2）搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合を含む。

## 10. 外部監査費加算 (15)

### (1) 加算の要件

幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査（以下「外部監査」という。）を受ける場合に加算する。

外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校法（昭和24年法律第270号）第104条第2項に規定する会計監査人の監査、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。

## （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、利用子ども数（見込）及び外部監査の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

（イ）当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。）。

なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村に提出すること。

## （3）加算額の算定

加算額は、利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

### 1.1. 副食費徴収免除加算（⑩）

#### （1）加算の要件

利用子どもの全てに副食の全てを提供する日（以下「給食実施日」という。）<sup>（注1）</sup>があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども<sup>（注2）</sup>に給食実施日がある施設に加算する。

（注1）副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする。

（注2）以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども
- ② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども
- ③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども

#### （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が毎月に行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、副食の提供予定等）を徴して確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、指導監督等を通じて副食の提供状況を把握し、申請内容と実績に乖離がある場合には、施設の設置者から理由を徴すること。

#### （3）加算額の算定

加算額は、定められた額に、各月の給食実施日数<sup>(注)</sup>を乗じて得た額とし、副食費徴収免除対象子どもについて加算する(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)  
(注) 20を超える場合には20とする。

#### IV 加減調整部分

##### 1. 年齢別配置基準を下回る場合 (17)

###### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設に配置する教員数が、Ⅱの1.(2)(イ) i 及び ii で定める教員数を下回る場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、必要教員数から配置教員数を減じて得た人数とする。

###### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、月の15日の前日以前に職員の退職等により年齢別配置基準を下回った場合には、(1)の要件に適合した日の属する月の翌月から、月の15日以降に年齢別配置基準を下回った場合には、(1)の要件に適合した日の属する月の翌々月から調整を適用することとし、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

###### (3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)相当の単価にⅢの1.(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b))\times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に(1)の「人数」を乗じて得た額とする。

##### 2. 安全計画の策定等をしていない場合 (17a)

###### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

学校安全計画(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条に規定するものをいう。以下同じ。)を策定しておらず、当該学校安全計画に基づく取組を実施していない施設に適用する。

(注) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。

###### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設の設置者から(1)の要件の適合の有無を確認の上、施設が所在する市町村が行うこと。

なお、幼稚園については、学校安全計画を策定し、当該学校安全計画に従い必要な措置等を講じなければならないことから、(1)の要件を満す場合は、当該調整の適用と併せて、市町村から都道府県等に情報共有し、適切に指導監督が行われるようにすること。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がないものとする。

###### (3) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

### 3. 経営情報の報告等を行っていない場合（⑰b）

#### （1）調整の適用を受ける施設の要件

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない施設及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない施設<sup>（注<sup>1</sup>）</sup>に適用する<sup>（注<sup>2</sup>）</sup>。ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月（以下「当初の期限」という。）が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。

##### （注1）修正の報告に関する留意事項

修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報告内容及び施設の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について施設に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができる。

##### （注2）適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない施設においては、令和8年7月分から当該調整を適用する。また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない施設に対しても、同様に扱う。

#### （2）調整の適用を受ける施設の認定

（ア）調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、施設の報告状況を確認の上行うこと<sup>（注）</sup>。適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける施設の認定を行わないことができる。

##### （注）施設の報告状況の確認に係る留意事項

経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が施設に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提供を必ず行うこと。

（イ）市町村は、調整の適用を受ける施設について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。

#### （3）調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される施設における基本分単価（⑤）に5/100を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

## V 乗除調整部分

## 1. 定員を恒常的に超過する場合 (18)

### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に利用定員を超過しており<sup>(注1)</sup>、かつ、各年度の年間平均在所率<sup>(注2)</sup>が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

#### (注1) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項

利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設定備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼稚園設置基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

#### (注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が施設の利用状況を確認の上行うこと。

(イ) ただし、法による確認を受ける前から既に認可定員(収容定員)を超過していた私立幼稚園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え方及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る法に基づく確認等に関する留意事項について」によるものとする。

(ウ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

### (3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価(5)から経営情報等の報告を行っていない場合(17b)(副食費徴収免除加算(16)を除く。)の額については、それぞれの額の総和に各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## VI 特定加算部分

### 1. 主幹教諭等専任加算 (19)

#### (1) 加算の要件

主幹教諭等(学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。)を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、基本分単価(5)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超過して代替教員(非常勤講師等)を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

なお、主幹教諭等が学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。

i 幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの)と取り扱う。)。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)

等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

- ii 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。（ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- iii 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）
- iv 障害児（軽度障害児を含む。）<sup>(注)</sup>に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）  
(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。
- v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。）
  - (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。
  - (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。
  - (ウ) 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。
- vi 都道府県及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。
- vii 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じた子どもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。
- viii 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、(1)のiからviiiの事業等の実施状況、viiに係る緊急時の対応に関するマニュアル等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数があ

る場合は切り捨てる。)

## 2. 子育て支援活動費加算 (⑳)

### (1) 加算の要件

主幹教諭等専任加算 (⑱) の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる場合に加算する。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、子育て支援活動等の実施状況等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1) に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1. (2) で認定した（加算率(a) + 加算率(b)）×100 を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## 3. 療育支援加算 (㉑)

### (1) 加算の要件

障害児<sup>(注1)</sup> が利用しており<sup>(注2)</sup>、かつ、以下の要件を満たす施設に①又は②を加算する。

以下の取組は、施設を利用する全ての障害児を対象として行うことを原則とする。また、障害児以外の利用子どもの中に、こうしたきめ細かな教育・保育を行うことが必要と考えられる利用子どもがいる場合は、当該利用子どもも含めてこれらの取組を行うことが望ましい。

ただし、対象人数が多く、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。

なお、当該加算が適用される施設においては、本加算を取得することで障害児への教育・保育に関する専門性を高め、当該施設が地域全体のインクルージョンの推進に寄与することが期待されることから、障害児を積極的に受け入れ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。

また、障害児への教育・保育を行う際には、主幹教諭等や専門職だけでなく、施設の職員がチームとなって取り組むこと。

#### ① 主幹教諭等を補助する者を配置する場合

主幹教諭等専任加算 (⑱) の対象施設において、主幹教諭等を補助する者<sup>(注3)</sup> を配置し、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る、以下の要件を満たす施設に加算する<sup>(注4)</sup>。

<要件>

#### i 対象となる障害児の把握を行う。

施設を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成し、施設の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。

#### ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画

の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、施設の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。

iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、iiの個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。

iv 障害児の家族への支援として以下の(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。

(i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築

(ii) 個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組

(iii) (i)及び(ii)の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知

v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

児童発達支援センターや地域における障害児支援の中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び障害児が就学する小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。

② 専門職を活用する場合

専門職<sup>(注5)</sup>を活用して<sup>(注6)</sup>、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る、以下の要件を満たす施設に加算する。  
<要件>

i 専門職が、月に60時間以上(1週に2日程度)、業務に従事していること。

ii ①のiからvの取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。

(注1) 施設を利用する障害児のうち、1人は市町村が認める障害児とし、2人目以降は施設において適宜判断して差し支えないものとする。

なお、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料や、障害児通所支援や障害福祉サービス等を利用している事実が確認できる資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児が利用している」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注4) 令和7年度において療育支援加算を算定している施設については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことで、①の要件を満たすものとする。

(注5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年

以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。

なお、看護師又は准看護師を活用する場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

(注6) 専門職の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合も対象となる。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、対象の利用子どもやその人数、専門職の職種や各月の業務に従事をする時間等（見込み含む）が確認できる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額（(A)及び(B)については、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額）を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

(A) (1) ①の要件を満たす特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注1)</sup> 受入施設

(B) (1) ①の要件を満たす特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注1)</sup> 以外の障害児受入施設

(C) (1) ②の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に90時間以上<sup>(注2)</sup>であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注1)</sup> 受入施設又は定員90人以上の施設

(D) (1) ②の要件を満たす施設

(注1) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

(注2) 1週に3日程度の配置又は嘱託を想定。

## (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、(1)に定める要件に係る実施状況が分かる資料を作成するとともに、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。また、市町村長は、検査時等に確認を行うこと。

## 4. 事務職員配置加算 (②)

### (1) 加算の要件

基本分単価(⑤)において求められる事務職員及び非常勤事務職員<sup>(注)</sup>を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が91人以上の施設に加算する。

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）、職員の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、区分ごとの基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.（2）で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

5. 指導充実加配加算（㉓）

(1) 加算の要件

基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上の施設に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.（2）で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

6. 事務負担対応加配加算（㉔）

(1) 加算の要件

基本分単価（⑤）において求められる事務職員及び非常勤事務職員<sup>(注)</sup>並びに事務職員配置加算（㉒）において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が271人以上の施設に加算する。

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、非常勤事務職員の配置が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.（2）で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

## 7. 冷暖房費加算 (26)

### (1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。
その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。

## 8. 施設関係者評価加算 (27)

### (1) 加算の要件

学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価（以下「自己評価」という。）を実施するとともに、第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園職員を除く。）による評価（以下「施設関係者評価」という。）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合には加算する。

施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む。）に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、自己評価の実施状況、施設関係者評価の実施状況、公開保育の実施状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

（注）評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表（評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は評価や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

### (3) 加算額の算定

加算額は、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設<sup>（注）</sup>とそれ以外の施設の別に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

（注）幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設をいう。

## 9. 除雪費加算 (28)

### (1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に規定する地域に所在する施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 10. 降灰除去費加算 (29)

### (1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 23 条第 1 項に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3 月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 11. 施設機能強化推進費加算 (30)

### (1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組<sup>(注1・注2・注3)</sup>を行う施設に加算する。

#### (注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

#### (注2) 取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね 20 万円以上見込まれること。

#### (注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

### (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年 12 月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3 月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年 4 月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。  
なお、市町村は、本加算を行った施設について、監査時等に検証を行うこと。

## 12. 小学校接続加算 (31)

### (1) 加算の要件

小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、(3) に定める通り加算する。

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施しているこ

と。

- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。

## （2）加算の認定

- （ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

- （イ）当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

## （3）加算額の算定

加算額は、以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

- （ア）（1）の i 及び ii のいずれの取組も実施している場合

- （イ）（ア）に加えて、（1） iii の取組を実施している場合

## 1.3. 栄養管理加算（⑳）

### （1）加算の要件

食事の提供に当たり、栄養士又は管理栄養士（以下「栄養士等」という。）を活用<sup>（注）</sup>して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。

- （注）栄養士等の活用には、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

### （2）加算の認定

- （ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、栄養士等の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等）を徴して確認すること。

- （イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がないものとする。

### （3）加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

- （A）配置<sup>（注1）</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1（2）で認定した  $[(\text{加算率}(a) + \text{加算率}(b)) \times 100] + \text{加算率}(c)$  を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

- （B）兼務<sup>（注2）</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1（2）で認定した  $(\text{加算率}(a) + \text{加算率}(b)) \times 100$  を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

- （C）嘱託<sup>（注3）</sup> 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

- （注1）本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

- （注2）基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算（⑭）又は⑭'の適用施設（9.（3）（ア）の場合に限る。）において雇用等される調理員を含む。）が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。

#### 1.4. 第三者評価受審加算 (33)

##### (1) 加算の要件

「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

##### (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

##### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

#### 1.5. 保育ICT推進加算 (34)

##### (1) 加算の要件

教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用している<sup>(注1)</sup>施設に加算する。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合<sup>(注2)</sup>若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されないこと。

(注1) 教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをいう。

i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能

※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。

③ 保護者との連絡に関する機能

※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。

④ キャッシュレス決済に関する機能

※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。

ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続のいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プラットフォーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

iii 施設の見学予約等に係る手続において、「保活情報連携基盤」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項

施設は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第58条第1項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、施設が所在する市町村から施設に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や施設の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。

## （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、教育支援体制整備事業費交付金の交付状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

（イ）当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

## （3）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 別紙2（保育所（保育認定2・3号））

### I 地域区分等

#### 1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

#### 2. 定員区分（②）

利用する施設の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）及び加減調整部分における施設長を配置していない場合（⑱）については、中心園と分園それぞれの利用定員の総和に応じた区分を適用する。

#### 3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

#### 4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）、3歳児配置改善加算（⑧）及び夜間保育加算（⑫）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

#### 5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

### II 基本部分

#### 1. 基本分単価（⑥）

##### （1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

##### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

なお、分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員（施設長を除く。）を充足すること。ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

##### （ア）保育士

基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

##### i 年齢別配置基準<sup>(※)</sup>

4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人

（注1）ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注2）確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て）}  
+ {3歳児数×1/20（同）} + {1、2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）}

＝配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

ii その他<sup>(※)</sup>

a 利用定員 90 人以下の施設については 1 人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については 1 人<sup>(注1)</sup>

c 上記 i 及び ii の a、b の保育士 1 人当たり、研修代替保育士として年間 3 日分の費用を算定<sup>(注2)</sup>

(注1) 施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

(注2) 当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第 33 条第 3 項、附則第 95 条、第 96 条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則第 2 項に基づいて都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 施設長

1 人

(注) 施設長は児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示>

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 調理員等

利用定員 20 人の施設は 1 人、21 人以上 40 人以下の施設は 2 人（うち 1 人は非常勤<sup>(注1)</sup>）、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）<sup>(注2)</sup>

(注1) 週 5 日、1 日当たり 4 時間の配置分の費用を算定。

(注2) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

iii 非常勤事務職員

(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 嘱託医・嘱託歯科医

### Ⅲ 基本加算部分

#### 1. 処遇改善等加算（⑦、②④）

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

区分 1 及び区分 2 については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率 (a) 及び加算率 (b) の合計に 100 を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率 (c) を足して得たものを乗じて得た額とする。<sup>(注1、2)</sup>

区分 3 については、処遇改善等加算（区分 3）①及び②の別に定められる額にそれぞれ対

象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

（注1）地域区分に応じた単価× $[\{(加算率(a)+加算率(b))\times 100\} + 加算率(c)]$

（注2）(a)は告示第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c)は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

## 2. 3歳児配置改善加算（⑧）

### （1）加算の要件

Ⅱの1.（2）（ア）iの年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。なお、3歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$\{4歳以上児数\times 1/30$ （小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））  
+  $\{3歳児数\times 1/15$ （同）} +  $\{1、2歳児数\times 1/6$ （同）} +  $\{乳児数\times 1/3$ （同）}  
=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

### （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### （3）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の（2）で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b))\times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とする（年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。）。

## 3. 4歳以上児配置改善加算（⑨）

### （1）加算の要件

Ⅱの1.（2）（ア）iの年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る保育士配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設（チーム保育推進加算を算定している施設は除く。）に加算する。なお、4歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$\{4歳以上児数\times 1/25$ （小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））  
+  $\{3歳児数\times 1/20$ （同）} +  $\{1、2歳児数\times 1/6$ （同）} +  $\{乳児数\times 1/3$ （同）}  
=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

### （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日

の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### （３）加算額の算定

加算額は、地域区分等に依じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分１及び区分２）の単価に１の（２）で認定した〔{(加算率(a)+加算率(b))×100} +加算率(c)] を乗じて得た額を加えた額とする。（年度の初日の前日における年齢が満３歳の子どもを除く。）。

## 4. 1歳児配置改善加算（⑩）

### （１）加算の要件

Ⅱの１．（２）（ア）ⅰの年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たす施設に加算する。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<要件>

- ⅰ 処遇改善等加算（⑦、④）の区分１、区分２及び区分３のいずれも取得していること。
- ⅱ 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか１つの機能以上を有するシステムを導入し、業務に活用していること。
  - ① 園児の登園及び降園の管理に関する機能
  - ② 保育に係る計画・記録に関する機能
    - ※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。
  - ③ 保護者との連絡に関する機能
    - ※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。
  - ④ キャッシュレス決済に関する機能
    - ※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。
- ⅲ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和７年４月１１日こ成保２９６、７文科初第２５０号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）第４加算額の算定、２区分１及び区分２の加算率の算定に示す方法により算定される「職員１人当たりの平均経験年数」が１０年以上であること。
  - ※ 原則として加算年度の４月１日時点の「職員１人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。

<算式>

{4歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て）}  
+ {3歳児数×1/20（同）} + {2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）}  
+ {乳児数×1/3（同）}  
＝配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

### （２）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図、要件に該当している旨の申告等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

ただし、（１）ⅲの要件だけが適合しなくなった場合には、当該年度中は条件を満たしているものとみなすこととする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とする(年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く)。

## 5. 休日保育加算(⑪)

### (1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。

- (ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。))又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設(以下「共同実施施設」という。)を含む。)を市町村が指定して実施すること。
- (イ) 児童福祉施設設備運営基準第33条の第2項及び附則第94条から第97条並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
- (ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- (エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

### (2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、休日等における保育士の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等)を徴して確認すること。

また、共同実施施設については、上記に加えて、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日保育の年間延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

- (ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下「休日保育対象施設」という。)から、当該休日保育対象施設における休日保育の年間延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日保育の年間延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。

- (イ) 休日保育の年間延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する、休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

なお、当該休日保育対象施設が共同実施施設である場合は、休日保育の年間延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日保育の年間延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

#### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

### 6. 夜間保育加算 (12)

#### (1) 加算の要件

夜間保育を実施する施設（「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設。）に加算する。

#### (2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b))\times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

### 7. 減価償却費加算 (13)

#### (1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 保育所の用に供する建物が自己所有であること (注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと (注2)

(エ) 賃借料加算 (14) の対象となっていないこと

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。

8. 賃借料加算 (14)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること (注)

(イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算 (13) の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県									
a 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県									
	都市部										
b 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県									
	都市部										
c 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県									
	都市部										
d 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県									
	都市部										

\*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

9. チーム保育推進加算 (15)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

なお、本加算の算定上の「加配人数」は、利用定員の区分ごとの上限人数<sup>(注1)</sup>の範囲内で、「必要保育士数」を超えて配置する保育士の数<sup>(注2)</sup>とする。

- (ア) 「必要保育士数」(基本分単価(⑥)及び他の加算の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置していること
- (イ) キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること<sup>(注3)</sup>
- (ウ) 職員の平均経験年数が12年以上であること<sup>(注4)</sup>
- (エ) 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること
  - (注1) 利用定員の区分ごとの上限人数  
120人以下：1人、121人以上：2人
  - (注2) 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育士の数から「必要保育士数」を減じて得た数の小数点第1位を四捨五入した員数とする。  
(例) 1.6人の場合、2人
  - (注3) チーム保育体制の整備とは、Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。
  - (注4) 職員の平均経験年数については、処遇改善等加算(区分1及び区分2)における職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること。

## (2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請を市町村長が定める期日までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請及び指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に(1)の「加配人数」を乗じて得た額に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額に(1)の「加配人数」を乗じて得た額を加えた額とする。

## (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、年度終了後速やかに実績報告書を市町村長に提出すること。  
なお、加算額の実績と(1)の(エ)の要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

## 10. 副食費徴収免除加算(⑩)

### (1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、副食費徴収免除対象子ども<sup>(注)</sup>に加算する。

(注) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。

- ① 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども
- ② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども
- ③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども

#### IV 加減調整部分

##### 1. 分園の場合 (⑰)

###### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

保育所の分園（「保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）」により設置された保育所分園。）に適用する。

###### (2) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価(⑥)及び処遇改善等加算(区分1及び区分2)(⑦)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

##### 2. 施設長を配置していない場合 (⑱)

###### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

Ⅱの1(2)の(イ) iの<sup>(注)</sup>の要件を満たす施設長を配置※していない施設に適用する。

※ 2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したことはならないこと。

###### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

###### (3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とする。

##### 3. 土曜日に閉所する場合 (⑲)

###### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

###### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。

なお、保育所については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当

該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

### (3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(区分1及び区分2)(⑦)、3歳児配置改善加算(⑧)、4歳以上児配置改善加算(⑨)、1歳児配置改善加算(⑩)及び夜間保育加算(⑫)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## 4. 安全計画の策定等をしていない場合(⑬a)

### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

安全計画(児童福祉施設設備運営基準第6条の3第1項に定めるものをいう。以下このⅣの4において同じ。)を策定していない施設又は以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続した施設に適用する。(注)

(注) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。

<要件>

- i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。
- ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。
- iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。

### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設の設置者から(1)の要件の適合の有無を確認の上、施設が所在する市町村長が行うこと。

なお、保育所については、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置等を講じなければならないことから、(1)の要件を満たさない場合は、調整の適用と併せて、市町村から都道府県等に情報共有し、適切に指導監督が行われるようにすること。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がないものとする。

### (3) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

## 5. 経営情報の報告等を行っていない場合(⑬b)

### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない施設及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない施設(注<sup>1</sup>)に適用する(注<sup>2</sup>)。ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月(以下「当初の期限」という。)が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。

(注1) 修正の報告に関する留意事項

修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を

必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報告内容及び施設の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について施設に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができる。

#### (注2) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない施設においては、令和8年7月分から当該調整を適用する。また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない施設に対しても、同様に取り扱う。

### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、施設の報告状況を確認の上行うこと(注)。適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける施設の認定を行わないことができる。

#### (注) 施設の報告状況の確認に係る留意事項

経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が施設に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提供を必ず行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。

### (3) 調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑥)に5/100を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## V 乗除調整部分

### 1. 定員を恒常的に超過する場合(20)

#### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

#### (注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

#### (注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の

総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が施設の利用状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価（⑥）から経営情報等の報告を行っていない場合（⑨b）（副食費徴収免除加算（⑩）を除く。）の額については、それぞれの額の総和に各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

## VI 特定加算部分

### 1. 主任保育士専任加算（⑳）

(1) 加算の要件

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価（⑥）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士<sup>（注1）</sup>を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

なお、主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。

i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

v 障害児（軽度障害児を含む。）<sup>（注2）</sup>が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

(注1) 児童福祉施設設備運営基準附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条により保育士とみなされる者を含む。

(注2) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

vi 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じた子どもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。

vii 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、育児相談・地域の子育て支援活動等の内容、事業等の実施状況、viに係る緊急時の対応に関するマニュアル等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

## 2. 療育支援加算(㉒)

### (1) 加算の要件

障害児<sup>(注1)</sup>が利用しており<sup>(注2)</sup>、かつ、以下の要件を満たす施設に①又は②を加算する。

以下の取組は、施設を利用する全ての障害児を対象として行うことを原則とする。また、障害児以外の利用子どもの中に、こうしたきめ細かな教育・保育を行うことが必要と考えられる利用子どもがいる場合は、当該利用子どもも含めてこれらの取組を行うことが望ましい。

ただし、対象人数が多く、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。

なお、当該加算が適用される施設においては、本加算を取得することで障害児への教育・保育に関する専門性を高め、当該施設が地域全体のインクルージョンの推進に寄与することが期待されることから、障害児を積極的に受け入れ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。

また、障害児への教育・保育を行う際には、主任保育士等や専門職だけでなく、施設の職員がチームとなって取り組むこと。

#### ① 主任保育士等を補助する者を配置する場合

主任保育士専任加算(㉒)の対象施設において、主任保育士等を補助する者<sup>(注3)</sup>を配置し、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす施設に加算する<sup>(注4)</sup>。

<要件>

i 対象となる障害児の把握を行う。

施設を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を

作成し、施設の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。

ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、施設の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。

iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、iiの個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。

iv 障害児の家族への支援として以下の(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。

(i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築

(ii) 個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組

(iii) (i)及び(ii)の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知

v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

児童発達支援センターや地域における障害児支援の中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び障害児が就学する小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。

② 専門職を活用する場合

専門職<sup>(注5)</sup>を活用して<sup>(注6)</sup>、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす施設に加算する。

<要件>

i 専門職が、月に60時間以上（1週に2日程度）、業務に従事していること。

ii ①のiからvの取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。

(注1) 施設を利用する障害児のうち、1人は市町村が認める障害児とし、2人目以降は施設において適宜判断して差し支えないものとする。

なお、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料や、障害児通所支援や障害福祉サービス等を利用している事実が確認できる資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児が利用している」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注4) 令和7年度において療育支援加算を算定している施設については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことで、①の要件を満たすものとする。

(注5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務

に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。

なお、看護師又は准看護師を活用する場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

(注6) 専門職の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合も対象となる。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、対象の利用子どもやその人数、専門職の職種や各月の業務に従事する時間等(見込み含む)が確認できる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額((A)及び(B)については、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1.(2)で認定した $\{[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)\}$ を乗じて得た額を加えた額)を、各月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

(A)(1)①の要件を満たす特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注1)</sup>受入施設

(B)(1)①の要件を満たす特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注1)</sup>以外の障害児受入施設

(C)(1)②の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に90時間以上<sup>(注2)</sup>であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注1)</sup>受入施設又は定員90人以上の施設

(D)(1)②の要件を満たす施設

(注1) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

(注2) 1週に3日程度の配置又は嘱託を想定。

## (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、(1)に定める要件に係る実施状況が分かる資料を作成するとともに、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。また、市町村長は、検査時等に確認を行うこと。

## 3. 事務職員雇上費加算(23)

### (1) 加算の要件

事務職員を配置し、以下の事業等のいずれかを実施する施設に加算する。

(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が 3 人以上利用している施設（月の初日において乳児が 3 人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）  
また、①乳児の利用定員が 3 人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月 2 回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月については、乳児 3 人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。
- v 障害児（軽度障害児を含む。）<sup>(注)</sup>が 1 人以上利用している施設（月の初日において障害児が 1 人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）  
(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。
- vi 乳児等通園支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に基づく事業）

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、事業等の実施状況等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分 1 及び区分 2）の単価にⅢの 1. (2) で認定した  $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$  を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

## 4. 冷暖房費加算 (25)

### (1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	改正法による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。

その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。
-------	--------------------------

## 5. 除雪費加算 (26)

### (1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 6. 降灰除去費加算 (27)

### (1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 7. 高齢者等活躍促進加算 (28)

### (1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。

(ア) 高齢者等<sup>(注1)</sup>を職員配置基準以外に非常勤職員<sup>(注2)</sup>として雇用<sup>(注3)</sup>し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務<sup>(注4)</sup>を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

#### (注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- ii 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第243号）に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- iii 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）
- iv 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）
- v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）

#### (注2) 非常勤職員の範囲

1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

#### (注3) 雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

#### (注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

- i 利用子ども等との話し相手、相談相手
- ii 身の回りの世話（爪切り、洗面等）
- iii 通院、買い物、散歩の付き添い
- iv クラブ活動の指導
- v 給食のあとかたづけ
- vi 喫食の介助
- vii 洗濯、清掃等の業務

## viii その他高齢者等に適した業務

### (イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）  
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）  
また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。
- v 障害児（軽度障害児を含む。）<sup>(注)</sup>が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）  
(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。
- vi 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）

### (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。

なお、(3)の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度4月から11月までの実績及び12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。

### (3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。  
なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考に決定すること。  
また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

## 8. 施設機能強化推進費加算（㉑）

### (1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組<sup>(注1・注2・注3)</sup>を行う施

設に加算する。

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね 20 万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年 12 月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3 月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年 4 月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

## 9. 小学校接続加算 (30)

(1) 加算の要件

小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、(3) に定める通り加算する。

- i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間（2 年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の 3 月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の 3 月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3 月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

- (ア) (1) の i 及び ii のいずれの取組も実施している場合
- (イ) (ア) に加えて、(1) iii の取組を実施している場合

## 10. 栄養管理加算 (31)

(1) 加算の要件

食事の提供に当たり、栄養士等を活用<sup>(注)</sup>して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。

(注) 栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、栄養士等の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がないものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

(A) 配置<sup>(注1)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1（2）で認定した $\{[(\text{加算率}(a)+\text{加算率}(b))\times 100] + \text{加算率}(c)\}$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(B) 兼務<sup>(注2)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1（2）で認定した $(\text{加算率}(a) + \text{加算率}(b)) \times 100$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(C) 嘱託<sup>(注3)</sup> 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。

## 1.1. 第三者評価受審加算 (㉓)

### (1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 1.2. 特別地域保育体制確保対応加算（㉓）

### （1）加算の要件

特別地域<sup>（注）</sup>を有する市町村に所在する施設について、次に掲げる要件の全てを満たす施設に、（3）に定める通り加算する。

i 当該施設が所在する市町村が、地方版子ども・子育て会議等で当該施設の設置者やその他関係者と教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討を行っており、当該協議・検討に参画していること。

なお、市町村においては、管内において当該加算を取得する施設が1つでもある場合については、翌年4月末日までにこども家庭庁に報告を行うこととし、教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討に係る具体的内容及び報告については別に定めるものとする。

ii 当該施設の利用定員が20人であり、かつ、当該施設の利用子ども数が15人以下であること。

iii 当該施設が、当該年度中において以下の全ての取組を行っていること。

a 教育・保育の質の確保及び向上に係る取組

他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との連携により、他の施設の子ども等との交流活動、他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との合同研修、勉強会等を行う。

b 地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組

教育・保育の他、乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組や子ども・子育て家庭を支援する取組、障害者や高齢者等を対象とした支援の取組、地域づくりのための取組などの多機能的な取組を行うなど将来的に向けた地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する検討・準備を進める。

（注）特別地域とは、以下に掲げる地域をいう。

i 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ii 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

iii 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

iv 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

v 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村

vi 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

vii 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

viii 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

ix 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項に規定する過疎地域

x 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島

### （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用月、利用定員、利用子ども数、（1）iiiのa及びbに係る取組の実施状況（見込み含む）等）が分かる資料等を徴して確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請及び指導監査等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### （3）加算額の算定

加算額は、定められた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、各月初日に利用する子どもの単価に加算する。

#### （４）実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書（施設名、加算の適用年度、利用定員、各月ごとの利用子ども数、（１）iiiのa及びbに係る取組の実施実績等が分かる資料等）を市町村長に提出すること。

### 1.3. 保育ICT推進加算（③）

#### （１）加算の要件

教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用している<sup>（注1）</sup>施設に、（３）に定める通り加算する。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合<sup>（注2）</sup>若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されないこと。

（注1）教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをいう。

i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能

※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。

③ 保護者との連絡に関する機能

※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。

④ キャッシュレス決済に関する機能

※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。

ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続きのいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プラットフォーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

iii 施設の見学予約等に係る手続きにおいて、「保活情報連携基盤」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

（注2）法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項

施設は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第58条第1項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、施設が所在する市町村から施設に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や施設の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。

#### （２）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、保育所等におけるICT化推進等事業の申請状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## I 地域区分等

### 1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 定員区分（②）

利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

### 3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑤）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑥）及び3歳児配置改善加算（⑨）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価（⑤）

#### （1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

#### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価（保育認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医（幼保連携型認定こども園にあっては学校医等）については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

#### （ア）保育教諭等

基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下のiとiiを合計した数であること。

##### i 年齢別配置基準（※）

4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人

（注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園の教諭の普通免許状（助保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する講師にあっては幼稚園の助教諭の臨時免許状。以下この注において同じ。）を有し、かつ、保育士登録を受けた者（令和12年3月31日までの間に限り、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭以外については、幼稚園の教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。また、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭については、令和9年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者をいうこと

(なお、教育・保育に直接従事しない副園長及び教頭については、この限りではない。)

(注2) ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児(保育認定子どもに限る。)」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと(当該年度内に限る。)

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者
- ・ 2歳児(保育認定子どもに限る。)が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者

(注3) 確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。

<算式>

- {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}
- + {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}
- + {1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る。)×1/6(同)}
- + {乳児数×1/3(同)} = 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

(注4) 基本分単価の費用の算定上、i年齢別配置基準の保育教諭等には主幹保育教諭等(認定こども園法第14条に規定する副園長・教頭・主幹保育教諭・指導保育教諭(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においては、主幹教諭・指導教諭・主任保育士)をいう。以下同じ。)2人(教育標準時間認定子どもに係る分及び保育認定子どもに係る分でそれぞれ1人ずつ)を配置するための費用が含まれている。

主幹保育教諭等が2人又は1人の配置がなされていない場合は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整を行う必要があること。

また、主幹保育教諭等が1人しか配置されていない場合は、教育標準時間認定又は保育認定のいずれか一方を減算調整すること。

別紙4(認定こども園(保育認定2・3号))における「1号認定子どもの利用定員を設定しない場合(⑱)」の調整を受ける施設の場合については、主幹保育教諭等及び代替保育教諭は保育認定に係るそれぞれ1人ずつの配置があれば足りること。

また、第4(1)に定める基本分単価において充足すべき職員と各加算に係る取扱いにおいては、主幹保育教諭等2人又は1人が配置されていない場合も、必要となる基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たす場合は、基本分単価において充足すべき職員数を満たしていると取り扱って差し支えないこと。

## ii その他(※)

- a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人
- b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人(注1)
- c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)(注2)
- d 上記i及びiiのa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定(保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。)(注3)

(注1) 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。

(注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

(注3) 当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 保育教諭等には幼保連携型認定こども園設備運営基準附則第6条及び第7条等に基づいて都道府県等が定める条例に基づき配置される職員を含む。

(イ) その他

i 園長（施設長）

ii 調理員等

保育認定子どもに係る利用定員20人の施設は1人、21人以上40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤<sup>(注)</sup>）、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）

（注）週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定。

iii 事務職員及び非常勤事務職員

（注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

（注）非常勤事務職員については、1人分の費用（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る。）及び週2日分の費用を算定。

iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師）

### Ⅲ 基本加算部分

#### 1. 処遇改善等加算（⑥、⑳）

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

区分1及び区分2については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率(a)及び加算率(b)の合計に100を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率(c)を足して得たものを乗じて得た額とする。<sup>(注1、2)</sup>

区分3については、処遇改善等加算(区分3)－①及び②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

（注1）地域区分に応じた単価×[{(加算率(a)+加算率(b))×100}+加算率(c)]

（注2）(a)は告示第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c)は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

#### 2. 副園長・教頭配置加算（㉑）

(1) 加算の要件

園長（施設長）以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設（保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、次の要件に準じて副園長又は教頭を配置している施設）に加算する。配置人数にかかわらず同額とする。

i 認定こども園法第14条又は学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。

ii 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。

iii 当該施設に常時勤務する者であること。

iv 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、新たに加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢、給与等を記載した履歴書、保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の（2）で認定した  $\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\}$  を乗じて得た額を加えた額とする。

### 3. 学級編制調整加配加算（⑧）

#### (1) 加算の要件

全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども（2号認定に限る。）に係る利用定員が31人以上300人以下の施設に加算する。

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）及び保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の（2）で認定した  $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$  を乗じて得た額を加えた額とする。

### 4. 3歳児配置改善加算（⑨）

#### (1) 加算の要件

Ⅱの1.（2）（ア）iの年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。なお、3歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$\{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\}$   
 $+ \{3歳児及び満3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2歳児数 \text{ (保育認定を受けた子どもに限る.)}\}$   
 $\times 1/6 \text{ (同)} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、そ

の施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

## 5. 4歳以上児配置改善加算（⑩）

### (1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る保育教諭等の配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設（チーム保育加配加算を算定している施設は除く。）に加算する。なお、4歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$\{4歳以上児数 \times 1/25$ （小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））  
+  $\{3歳児及び満3歳児数 \times 1/20$ （同）} +  $\{1、2歳児数$ （保育認定を受けた子どもに限る。）  
 $\times 1/6$ （同）} +  $\{乳児数 \times 1/3$ （同）} = 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする（年度の初日の前日における年齢が満3歳の子どもを除く。）。

## 6. 満3歳児対応加配加算（⑪又は⑪'）

### (1) 加算の要件

#### (ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑪】

Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人）により実施する施設に加算する。なお、満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$\{4歳以上児数 \times 1/30$ （小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））  
+  $\{3歳児数$ （満3歳児を除く） $\times 1/20$ （同）} +  $\{満3歳児 \times 1/6$ （同）}  
= 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）

### (イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑪'】

Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。なお、満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} \\ & + \{3歳児数 \text{ (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ & = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、利用する満3歳児に係る地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とする。

## 7. 講師配置加算(⑫)

### (1) 加算の要件

基本分単価(⑤)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師(幼稚園教員免許状を有し、教諭等の発令を受けている者)を配置する教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設に加算する。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とする。

## 8. チーム保育加配加算(⑬)

### (1) 加算の要件

基本分単価(⑤)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、保育教諭等(幼稚園教員免許状を有するが保育教諭等の発令を受けていない教育補助者

を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、3歳以上子ども(認定こども園全体の教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども(4歳以上児及び3歳児に限る。)をいう。以下同じ。)に対し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に加算する。

なお、本加算の算定上の「加配人数」は、3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数<sup>(注1)</sup>の範囲内で、「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数<sup>(注2)</sup>とする。

(注1) 3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数

45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、  
241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：5人、  
301人以上450人以下：6人、451人以上：8人

(注2) 「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。

① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人未満の場合  
小数点第1位を四捨五入した員数とする。

(例) 2.3人の場合、2人

② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人以上の場合  
小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。

(例) 3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分及び3歳以上子どもの利用定員の区分に応じた単価に(1)の「加配人数」を乗じて得た額に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額に(1)の「加配人数」を乗じて得た額を加えた額とする。

## 9. 通園送迎加算(14)

### (1) 加算の要件

利用子どもの通園の便宜のため送迎を行う施設に加算する。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

(注) 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)及び通園送迎の実施状況等)が分かる資料等を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

## 10. 給食実施加算(⑮又は⑮')

### (1) 加算の要件

給食を実施している施設に加算する。

本加算の算定上の「週当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

(注) 給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)及び給食の実施状況・実施形態の別等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び以下の給食の実施形態の別に応じて定められた単価に「週当たり実施日数」を乗じた額に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価(加算率(a)及び加算率(b)に係る部分)に1の(2)で認定した $\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} \times$ 「週当たり実施日数」を乗じて得た額及び当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価(加算率(c)に係る部分)に1の(2)で認定した加算率(c)を乗じて得た額を加えた額とする。

(ア) 施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合<sup>(注1)</sup>

(イ) 施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合<sup>(注2)</sup>

(注1) 施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合を含む。

(注2) 搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合を含む。

## 11. 外部監査費加算(⑯)

### (1) 加算の要件

認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、外部監査を受ける場合に加算する。

外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校法第104条第2項に規定する会計監査人の監査、私立学校振興助成法第14条第2項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査

及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、利用子ども数（見込）及び外部監査の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。）。

なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村あて提出すること。

## (3) 加算額の算定

加算額は、認定こども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 1.2. 副食費徴収免除加算 (⑰)

### (1) 加算の要件

給食実施日<sup>(注1)</sup>があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども<sup>(注2)</sup>に給食実施日がある施設に加算する。

(注1) 副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする。

(注2) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。

① 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する教育標準時間認定子ども

② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の教育標準時間認定子ども

③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である教育標準時間認定子ども

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が月毎に行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、副食の提供予定等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、指導監督等を通じて副食の提供状況を把握し、申請内容と実績に乖離がある場合には、施設の設置者から理由を徴すること。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額に、各月の給食実施日数<sup>(注)</sup>を乗じて得た額とし、副食費徴収免除対象子どもについて加算する（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

(注) 20を超える場合には20とする。

## IV 加減調整部分

## 1. 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合 (18)

### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件を満たさない施設に適用する。

(要件)

Ⅱの1.(2)(ア) i (注4)の主幹保育教諭等1人を配置し、その主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるためのⅡの1.(2)(ア) ii cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。

また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

認定こども園の基本分単価は、主幹保育教諭等がクラス担当等から離れて、指導計画の立案や子育て活動等に専任できるよう、代替保育教諭等の配置のための費用を算定していることから、主幹保育教諭等がクラス担当や学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合は減算調整を行うこと。

- i 幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。)。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとして取り扱う。)
- ii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。)。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとして取り扱う。)
- iii 満3歳児に対する教育・保育の提供(月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)
- iv 障害児(軽度障害児を含む。)(注)に対する教育・保育の提供(月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)  
(注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。
- v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの(年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものとして取り扱う。)
  - (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。
  - (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。
  - (ウ) 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)
- vi 都道府県及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。
- vii 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じた子どもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練

計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。

viii 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から(1)の要件を満たしている旨の申請（施設名、調整の適用年月、主幹保育教諭等1人の配置、教育・育児相談・地域の子育て支援活動等の内容、(1) i からviiiの事業等の実施状況、viiに係る緊急時の対応に関するマニュアル等）を徴し、要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

2. 年齢別配置基準を下回る場合 (19)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設に配置する保育教諭等の数が、Ⅱの1.(2)(ア) i 及びiiで定める保育教諭等の数(iiのcを除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。)を下回る場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、認定こども園全体の必要保育教諭等の数から実際に配置する保育教諭等の数を減じて得た数を2で除して得た数とする。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、月の15日の前日以前に職員の退職等により年齢別配置基準を下回った場合には、(1)の要件に適合した日の属する月の翌月から、月の15日以降に年齢別配置基準を下回った場合には、(1)の要件に適合した日の属する月の翌々月から調整を適用することとし、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

3. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 (20)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

Ⅱの1.(2)(ア)で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教員免許状又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とする。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1.(2)で認定した(加算率(a)+加算率(b))×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要な資格を有しない教育・保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

4. 安全計画の策定等をしていない場合(②a)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

学校安全計画を策定しておらず、当該学校安全計画に基づく取組を実施していない施設に適用する。<sup>(注)</sup>

(注) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設の設置者から(1)の要件の適合の有無を確認の上、施設が所在する市町村長が行うこと。

なお、認定こども園については、学校安全計画を策定し、当該学校安全計画に従い必要な措置等を講じなければならないことから、(1)の要件を満たさない場合は、調整の適用と併せて、市町村から都道府県等に情報共有し、適切に指導監督が行われるようにすること。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がないものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

5. 経営情報の報告等を行っていない場合(②b)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない施設及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない施設<sup>(注1)</sup>に適用する<sup>(注2)</sup>。ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月(以下「当初の期限」という。)が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。

(注1) 修正の報告に関する留意事項

修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報

告内容及び施設の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について施設に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができる。

(注2) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない施設においては、令和8年7月分から当該調整を適用する。また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない施設に対しても、同様に扱う。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、施設の報告状況を確認の上行うこと<sup>(注)</sup>。適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける施設の認定を行わないことができる。

(注) 施設の報告状況の確認に係る留意事項

経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が施設に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提供を必ず行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑤)に5/100を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## V 乗除調整部分

### 1. 定員を恒常的に超過する場合(②)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており<sup>(注1)</sup>、かつ、各年度の年間平均在所率<sup>(注2)</sup>が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園設備運営基準」という。)及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数の総和を

各月の初日の教育標準時間認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。

## (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が施設の利用状況を確認の上行うこととする。

(イ) ただし、法による確認を受ける前から既に認可定員（認定こども園を構成する幼稚園の収容定員を前提として定められた現行の認定こども園法第4条第1項第3号の利用定員又は満3歳以上の子どもに係る同項第4号の利用定員をいう。）を超過していた認定こども園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え方及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る法に基づく確認等に関する留意事項について」によるものとする。

(ウ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

## (3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価（⑤）から配置基準上求められる経営情報等の報告を行っていない場合（⑳b）（副食費徴収免除加算（⑰）を除く。）の額については、それぞれの額の総和に各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

## VI 特定加算部分

### 1. 療育支援加算（㉒）

#### (1) 加算の要件

障害児（注1）が利用しており（注2）、かつ、以下の要件を満たす施設（注3）に①又は②を加算する。

なお、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合（⑱）の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。

以下の取組は、施設を利用する全ての障害児を対象として行うことを原則とする。また、障害児以外の利用子どもの中に、こうしたきめ細かな教育・保育を行うことが必要と考えられる利用子どもがいる場合は、当該利用子どもも含めてこれらの取組を行うことが望ましい。

ただし、対象人数が多く、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。

なお、当該加算が適用される施設においては、本加算を取得することで障害児への教育・保育に関する専門性を高め、当該施設が地域全体のインクルージョンの推進に寄与することが期待されることから、障害児を積極的に受け入れ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。

また、障害児への教育・保育を行う際には、主幹保育教諭等や専門職だけでなく、施設の職員がチームとなって取り組むこと。

#### ① 主幹保育教諭等を補助する者を配置する場合

主幹保育教諭等を補助する者（注4）を配置し、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす施設に加算する（注5）。

<要件>

- i 対象となる障害児の把握を行う。

施設を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成し、施設の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。

ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、施設の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。

iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、iiの個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。

iv 障害児の家族への支援として以下の(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。

(i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築

(ii) 個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組

(iii) ①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知

v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

児童発達支援センターや地域における障害児支援の中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び障害児が就学する小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。

② 専門職を活用する場合

専門職<sup>(注6)</sup>を活用して<sup>(注7)</sup>、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす施設に加算する。

<要件>

i 専門職が、月に60時間以上（1週に2日程度）、業務に従事していること。

ii ①のiからvの取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。

(注1) 施設を利用する障害児のうち、1人は市町村が認める障害児とし、2人目以降は施設において適宜判断して差し支えないものとする。

なお、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料や、障害児通所支援や障害福祉サービス等を利用している事実が確認できる資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児が利用している」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

(注4) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注5) 令和7年度において療育支援加算を算定している施設については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことで、①の要件を満たすものとする。

(注6) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又

はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。

なお、看護師又は准看護師を活用する場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

(注7) 専門職の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合も対象となる。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、対象の利用子どもやその人数、専門職の職種や各月の業務に従事する時間等(見込み含む)が確認できる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額((A)及び(B)については、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1.(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b))\times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額)を、各月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

(A)(1)①の要件を満たす特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注1)</sup>受入施設

(B)(1)①の要件を満たす特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注1)</sup>以外の障害児受入施設

(C)(1)②の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に90時間以上<sup>(注2)</sup>であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注1)</sup>受入施設又は定員90人以上の施設

(D)(1)②の要件を満たす施設

(注1) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

(注2) 1週に3日程度の配置又は嘱託を想定。

## (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、(1)に定める要件に係る実施状況が分かる資料を作成するとともに、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。また、市町村長は、検査時等に確認を行うこと。

## 2. 事務職員配置加算(②)

### (1) 加算の要件

基本分単価(⑤)において求められる事務職員及び非常勤事務職員<sup>(注)</sup>を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が91人以上の施設に加算する。

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)、職員の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1.(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## 3. 指導充実加配加算(㉔)

### (1) 加算の要件

基本分単価(㉕)及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども(2号認定に限る。)に係る利用定員が271人以上の施設に加算する。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1.(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## 4. 事務負担対応加配加算(㉕)

### (1) 加算の要件

基本分単価(㉕)において求められる事務職員及び非常勤事務職員<sup>(注)</sup>並びに事務職員配置加算(㉖)において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する認定子ども園全体の利用定員が271人以上の施設に加算する。

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、非常勤事務職員の配置が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.（2）で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

## 5. 冷暖房費加算 (27)

### (1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	改正法による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。
その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。

## 6. 施設関係者評価加算 (28)

### (1) 加算の要件

認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価（以下「自己評価」という。）を実施するとともに、認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者（施設職員を除く。）による評価（以下「施設関係者評価」という。）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合には加算する。

施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む。）に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。

（注）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、自己評価の実施状況、施設関係者評価の実施状況、公開保育の実施状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

（注）評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表（評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は評価や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

### (3) 加算額の算定

加算額は、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設<sup>(注)</sup>とそれ以外の施設の別に応じて定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(注) 幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設をいう。

## 7. 除雪費加算 (㉔)

### (1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 8. 降灰除去費加算 (㉕)

### (1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 9. 施設機能強化推進費加算 (㉖)

### (1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組<sup>(注1・注2・注3)</sup>を行う施設に加算する。

#### (注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

#### (注2) 取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね20万円以上見込まれること。

#### (注3) 支出対象経費

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

(注4) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。なお、市町村は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

## 10. 小学校接続加算 (32)

### (1) 加算の要件

小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、(3)に定める通り加算する。

(注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

### (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

- (ア) (1)のi及びiiのいずれの取組も実施している場合  
(イ) (ア)に加えて、(1)iiiの取組を実施している場合

## 11. 第三者評価受審加算 (33)

### (1) 加算の要件

「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関(又は評価者)による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

(注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に実行されていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 1.2. 特別地域保育体制確保対応加算 (34)

### (1) 加算の要件

特別地域<sup>(注)</sup>を有する市町村に所在する施設について、次に掲げる要件の全てを満たす施設に、(3)に定める通り加算する。

i 当該施設が所在する市町村が、地方版子ども・子育て会議等で当該施設の設置者やその他関係者と教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討を行っており、当該協議・検討に参画していること。

なお、市町村においては、管内において当該加算を取得する施設が1つでもある場合については、翌年4月末日までにこども家庭庁に報告を行うこととし、教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討に係る具体的内容及び報告については別に定めるものとする。

ii 当該施設の利用定員の総数が20人であり、かつ、当該施設の利用子ども数が15人以下であること。

iii 当該施設が、当該年度中において以下の全ての取組を行っていること。

a 教育・保育の質の確保及び向上に係る取組

他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との連携により、他の施設の子ども等との交流活動、他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との合同研修、勉強会等を行う。

b 地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組

教育・保育の他、乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組や子ども・子育て家庭を支援する取組、障害者や高齢者等を対象とした支援の取組、地域づくりのための取組などの多機能的な取組を行うなど将来的に向けた地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する検討・準備を進める。

(注) 特別地域とは、以下に掲げる地域のこと。

i 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ii 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

iii 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地

iv 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

v 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村

vi 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

vii 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

viii 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域

ix 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項に規定する過疎地域

x 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用月、利用定員、利用子ども数、(1)iiiのa及びbに係る取組の実施状況(見込み含む)等)が分かる資料等を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請及び指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額に対象数を乗じ、各月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、各月初日に利用する子どもの単価に加算する。

#### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書（施設名、加算の適用年度、利用定員、各月ごとの利用子ども数、(1) iiiのa及びbに係る取組の実施実績等が分かる資料等）を市町村長に提出すること。

### 1.3. 保育ICT推進加算（㉔）

#### (1) 加算の要件

教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用している<sup>(注1)</sup>施設に、(3)に定める通り加算する。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合<sup>(注2)</sup>若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されないこと。

(注1) 教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをいう。

i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能

※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。

③ 保護者との連絡に関する機能

※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。

④ キャッシュレス決済に関する機能

※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。

ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続きのいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プラットフォーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

iii 施設の見学予約等に係る手続きにおいて、「保活情報連携基盤」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項

施設は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第58条第1項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、施設が所在する市町村から施設に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や施設の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## I 地域区分等

### 1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 定員区分（②）

利用する施設の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価（⑥）及び処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）については、中心園と分園それぞれの保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

### 3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）、3歳児配置改善加算（⑧）及び夜間保育加算（⑫）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

### 5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価（⑥）

#### （1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

#### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価（教育標準時間認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は別紙3のII 1（2）のとおりであることから、これを充足すること。

## III 基本加算部分

### 1. 処遇改善等加算（⑦、⑳）

#### （1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

#### （2）加算額の算定

区分1及び区分2については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率(a)及び加算率(b)の合計に100を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率(c)を足して得たものを乗じて得た額とする。<sup>(注1、2)</sup>

区分3については、処遇改善等加算（区分3）—①及び②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

(注1) 地域区分に応じた単価×[{(加算率(a)+加算率(b))×100} +加算率(c)]

(注2) (a) は告示第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b) は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c) は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

## 2. 3歳児配置改善加算(⑧)

### (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅢの4.(1)及び(2)により行うこと。

### (2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した[{(加算率(a)+加算率(b))×100} +加算率(c)]を乗じて得た額を加えた額とし、利用子ども(3歳児(年度の初日の前日に満2歳であった者を除く。))に限る。)の単価に加算する。

## 3. 4歳以上児配置改善加算(⑨)

### (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅢの5.(1)及び(2)により行うこと。

### (2) 加算額の算定

加算額の算定は、別紙3のⅢの5.(3)により行うこと。

## 4. 1歳児配置改善加算(⑩)

### (1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たす施設に加算する。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<要件>

i 処遇改善等加算(⑦、⑯)の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。

ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②~④のいずれか1つの機能以上を有するシステムを導入し、業務に活用していること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能

※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。

③ 保護者との連絡に関する機能

※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。

④ キャッシュレス決済に関する機能

※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。

iii 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知)第4加算額の算定、2区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。

※ 原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。

<算式>

{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}  
+ {3歳児数×1/20(同)} + {2歳児数×1/6(同)} + {1歳児数×1/5(同)}

+ {乳児数×1/3 (同)}  
=配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年月、利用子ども数 (見込み) 及び保育士の配置状況が記載された職員体制図、要件に該当している旨の申告等) を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。

ただし、(1) iii の要件だけが適合しなくなった場合には、当該年度中は条件を満たしているものとみなすこととする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 (区分1 及び区分2) の単価に1の(2)で認定した  $\{ (加算率(a)+加算率(b)) \times 100 \} + 加算率(c)$  を乗じて得た額を加えた額とする (年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。)

## 5. 休日保育加算 (⑪)

### (1) 加算の要件

休日等において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設 (複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所 (居宅訪問型保育事業所は除く。) 又は共同実施施設という。) を含む。) を市町村が指定して実施すること。

(イ) 幼保連携型認定こども園にあつては幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項及び附則第5条から第8条、それ以外の認定こども園にあつては認定こども園設備運営基準第2の一及び附則第3から第7の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年月、休日等における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図、(3) の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等) を徴して確認すること。

また、共同実施施設については、上記に加えて複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の（2）で認定した $\{ \{ (加算率(a) + 加算率(b)) \times 100 \} + 加算率(c) \}$ を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

（ア）市町村は、毎年度、休日保育対象施設から、当該休日保育対象施設における休日保育の年間延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日保育の年間延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。

（イ）休日保育の年間延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する、休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

なお、当該休日保育対象施設が共同実施施設である場合は、休日保育の年間延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。

（ウ）認定された休日保育の年間延べ利用子ども数は、（2）の（イ）により、加算の適用がなくなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

#### （4）実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

### 6. 夜間保育加算（⑫）

#### （1）加算の要件

保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する施設に加算する。

#### （ア）設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

#### （イ）事業所

保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であること。

#### （ウ）職員

施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

#### （エ）設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

#### （オ）開所時間

保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

#### （2）加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $\{[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)\}$ を乗じて得た額を加えた額とする。

7. チーム保育加配加算 (13)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅢの8.(1)及び(2)より行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、別紙3のⅢの8.(3)による額を、利用する4歳以上児及び3歳児の単価に加算する。

8. 減価償却費加算 (14)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること<sup>(注1)</sup>

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていないこと<sup>(注2)</sup>

(エ) 賃借料加算(15)の対象となっていないこと

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K<sup>2</sup>以上の市町村をいう。

9. 賃借料加算 (15)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること<sup>(注)</sup>

(イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算(⑭)の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県
a 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
	都市部	
b 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
	都市部	
c 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県
	都市部	
d 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
	都市部	

\*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

10. 外部監査費加算(⑯)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅢの11.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、認定こども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

11. 副食費徴収免除加算(⑰)

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

## (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、副食費徴収免除対象子ども<sup>(注)</sup>に加算する。

(注) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。

- ① 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する保育認定子ども
- ② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の保育認定子ども
- ③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども

## IV 加減調整部分

### 1. 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 (18)

#### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園<sup>(注)</sup>に適用する。

(注) 教育標準時間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合においては、幼保連携型認定こども園に限らず適用する。

#### (2) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1.(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

### 2. 分園の場合 (19)

#### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の分園(「保育所分園の設置運営について」により設置された分園(幼保連携型認定こども園にあっては、当該分園を設置する保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合に限る。))に適用する。

#### (2) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価(6)及び処遇改善等加算(区分1及び区分2)(7)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

### 3. 土曜日に閉所する場合 (20)

#### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

#### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。

なお、認定こども園については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

### (3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(区分1及び区分2)(⑦)、3歳児配置改善加算(⑧)、4歳以上児配置改善加算(⑨)、1歳児配置改善加算(⑩)及び夜間保育加算(⑫)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## 4. 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(⑳)

### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件を満たさない施設に適用する。

#### (要件)

別紙3のⅡの1.(2)(ア) i (注4)の主幹保育教諭等1人を配置し、その主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙3のⅡの1.(2)(ア) ii cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。

また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

認定こども園の基本分単価は、主幹保育教諭等がクラス担当等から離れて、指導計画の立案や子育て活動等に専任できるよう、代替保育教諭等の配置のための費用を算定していることから、主幹保育教諭等がクラス担当や学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合は減算調整を行うこと。

i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

iv 乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月(令和5年度に特例の適用があった月を含む)については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

v 障害児(軽度障害児を含む。)(注)が1人以上利用している施設(月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

(注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

vi 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じた子どもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行う

ために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。

vii 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、別紙3のⅡの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から(1)の要件を満たしている旨の申請（施設名、調整の適用年月、主幹保育教諭等1人の配置、教育・育児相談・地域の子育て支援活動等の内容、(1) i からviiの事業等の実施状況、viに係る緊急時の対応に関するマニュアル等）を徴し、要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 年齢別配置基準を下回る場合 (㉒)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件及び認定

調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙3のⅣの2.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 調整額の算定

不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

6. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 (㉓)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件及び認定

調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙3のⅣの3.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 調整額の算定

必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.(2)で認定した $(加算率(a) + 加算率(b)) \times 100$ を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要な資格を有しない保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

7. 安全計画の策定等をしていない場合 (㉔a)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件及び認定

調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙3のⅣの4.(1)及び(2)により行うこと。

(2) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

## 8. 経営情報の報告等を行っていない場合（㉓b）

### （1）調整の適用を受ける施設の要件及び認定

調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙3のIVの5.（1）及び（2）により行うこと。

### （2）調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される施設における基本分単価（㉔）に5/100を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

## V 乗除調整部分

### 1. 定員を恒常的に超過する場合（㉔）

#### （1）調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超過しており<sup>（注1）</sup>、かつ、各年度の年間平均在所率<sup>（注2）</sup>が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

#### （注1）利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項

利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認定こども園設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

#### （注2）年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の保育認定を受けた利用子ども数の総和を各月の初日の保育認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。

#### （2）調整の適用を受ける施設の認定

（ア）調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が施設の利用状況を確認の上行うこととする。

（イ）市町村長は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

#### （3）適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価（㉔）から経営情報等の報告を行っていない場合（㉓b）（副食費徴収免除加算（㉕）は除く。）の額については、それぞれの額の総和に各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

## VI 特定加算部分

### 1. 療育支援加算（㉕）

#### （1）加算の要件、加算の認定及び実績の報告等

加算の要件、加算の認定及び実績の報告等は、別紙3のVIの1.（1）、（2）及び（4）により行うこと。

#### （2）加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設<sup>（注）</sup>又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1.

（2）で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額

を、各月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(注) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

## 2. 冷暖房費加算 (27)

### (1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	改正法による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。
その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。

## 3. 施設関係者評価加算 (28)

### (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの6.(1)及び(2)により行うこと。

### (2) 加算額の算定

加算額は、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設<sup>(注)</sup>とそれ以外の施設の別に応じて定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(注) 幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設をいう。

## 4. 除雪費加算 (29)

### (1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 5. 降灰除去費加算 (30)

### (1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども

の単価に加算する。

## 6. 高齢者等活躍促進加算 (㊦)

### (1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。

(ア) 高齢者等<sup>(注1)</sup>を職員配置基準以外に非常勤職員<sup>(注2)</sup>として雇用<sup>(注3)</sup>し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務<sup>(注4)</sup>を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

#### (注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- ii 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)
- iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)
- iv 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)
- v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)

#### (注2) 非常勤職員の範囲

1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

#### (注3) 雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

#### (注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

- i 利用子ども等との話し相手、相談相手
- ii 身の回りの世話(爪切り、洗面等)
- iii 通院、買い物、散歩の付き添い
- iv クラブ活動の指導
- v 給食のあとかたづけ
- vi 喫食の介助
- vii 洗濯、清掃等の業務
- viii その他高齢者等に適した業務

### (イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること

- i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
- ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）  
また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。
- v 障害児（軽度障害児を含む。）<sup>(注)</sup>が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）  
（注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。
- vi 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）

## （2）加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。

なお、（3）の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度4月から11月までの実績及び12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。

## （3）加算額の算定

加算額は、（2）で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## （4）実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。  
なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考に決定すること。  
また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

## 7. 施設機能強化推進費加算（㉓）

### （1）加算の要件、加算の認定及び実績の報告等

加算の要件、加算の認定及び実績の報告等は、別紙3のⅥの9.（1）、（2）及び（4）により行うこと。

### （2）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 8. 小学校接続加算（㉔）

### （1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの10.（1）及び（2）により行うこと。

### （2）加算額の算定

加算額は、以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

（ア）（1）のi及びiiのいずれの取組も実施している場合

（イ）（ア）に加えて、（1）iiiの取組を実施している場合

## 9. 栄養管理加算 (34)

### (1) 加算の要件

食事の提供に当たり、栄養士等を活用<sup>(注)</sup>して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。

(注) 栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、栄養士等の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がないものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

- (A) 配置<sup>(注1)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1（2）で認定した  $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$  を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。
- (B) 兼務<sup>(注2)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1（2）で認定した  $(加算率(a) + 加算率(b)) \times 100$  を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。
- (C) 嘱託<sup>(注3)</sup> 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（別紙3の給食実施加算(15)の適用施設(10.(3)(ア)の場合に限る。)において雇用等される調理員を含む。)が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。

## 10. 第三者評価受審加算 (35)

### (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの11.(1)及び(2)により行うこと。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 11. 特別地域保育体制確保対応加算 (36)

### (1) 加算の要件、加算の認定及び実績の報告等

加算の要件、加算の認定及び実績の報告等は、別紙3のⅥの12の(1)、(2)及び(4)より行うこと。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額に対象数を乗じ、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、各月初日に利用する子どもの単

価に加算する。

## 1.2. 保育ICT推進加算(37)

### (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの13の(1)及び(2)より行うこと。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## I 地域区分等

### 1. 地域区分（①）

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 認定区分（②）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 3. 保育必要量区分（③）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価（④）

#### （1）額の算定

地域区分（①）、認定区分（②）、保育必要量区分（③）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

#### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

##### （ア）保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

##### i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者

子ども3人につき家庭的保育者1人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人）

##### ii その他

上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定<sup>（注）</sup>

（注）当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

##### （イ）その他

##### i 非常勤調理員等<sup>（注）</sup>

（注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

##### ii 非常勤事務職員<sup>（注1・2）</sup>

（注1）利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者加算（⑦）の適用を受ける事業所を除く。

（注2）家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

##### iii 嘱託医・嘱託歯科医

#### （3）連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第6条第1項に定める連携施設（同条第2項の場合にあっては、同条第1項第1号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第3項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第4項の場合にあっては、同条第1項第2号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第5項に規定する代替保育連携協力者とする。本項、Ⅲ及びⅣの1において同じ。）に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、Ⅳの1による調整が行われること。

### Ⅲ 基本加算部分

#### 1. 処遇改善等加算（⑤、⑮）

##### （1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

##### （2）加算額の算定

区分1及び区分2については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率(a)及び加算率(b)の合計に100を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率(c)を足して得たものを乗じて得た額とする。<sup>(注1、2)</sup>

区分3については、処遇改善等加算(区分3)－①又は②の別に定められる額を各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(注1) 地域区分に応じた単価×[{(加算率(a)+加算率(b))×100}+加算率(c)]

(注2) (a)は告示第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c)は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

#### 2. 資格保有者加算（⑥）

##### （1）加算の要件

家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算する。

##### （2）加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

##### （3）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した{加算率(a)+加算率(b)}×100を乗じて得た額を加えた額とする。

#### 3. 家庭的保育補助者加算（⑦）

##### （1）加算の要件

家庭的保育補助者を配置<sup>(注)</sup>する事業所に加算する。

(注) 非常勤の調理員(食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合(⑬)の調整の適用を受ける事業所を除く。)とは別途、家庭的保育補助者の配置が必要。

##### （2）加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び各月初日の利用子どもの人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の（2）で認定した〔{(加算率(a)+加算率(b))×100} +加算率(c)] を乗じて得た額を加えた額とする。

## 4. 家庭的保育支援加算（⑧）

### (1) 加算の要件

家庭的保育支援者<sup>(注1)</sup>又は連携施設<sup>(注2)</sup>から代替保育等の特別な支援<sup>(注3)</sup>を受けて保育を実施する事業所に加算する。

(注1) 家庭的保育支援者は、以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行う者とする。

なお、家庭的保育支援者は、専任の者を、原則として連携施設に配置すること。

また、家庭的保育支援者の配置は、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

- ① 保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者であること。
- ② 心身ともに健全であること。
- ③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
- ④ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題が無いと認められること。
- ⑤ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことが無いこと。

(注2) 連携施設は以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行うものとする。

- ① 連携施設であること。
- ② 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している専任の保育士等（以下「担当者」という。）を配置すること。担当者は家庭的保育支援者に求められる要件を満たした者であること。

(注3) 家庭的保育支援者又は連携施設は以下の支援又は業務を行うこととする。

- ① 事業所の求めに応じて、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備すること。
- ② 保育標準時間認定を受けた子ども等への保育や延長保育、家庭的保育者が病気、研修参加又は休暇等を取得する場合等に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。その場合は必要に応じて家庭的保育支援者又は担当者が連携施設まで送迎を行うこと。
- ③ 家庭的保育事業の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ④ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携施設に招いたり、乳幼児の健康診断を連携施設の利用子どもとともに行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携施設や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑤ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者又は担当者は少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。また、その状況等について市町村との情報共有を図ること。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、家庭的保育支援者又は担当者の氏名、経歴及び支援の内容等が確認できるもの等）を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

## 5. 障害児保育加算 (⑨)

(1) 加算の要件

障害児(軽度障害児を含む。)<sup>(注)</sup>を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

{利用子ども数(障害児を除く)×1/5(小数点第1位まで計算)} + {障害児数×1/2(〃)} = 必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数(見込み)及び家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した[ {(加算率(a)+加算率(b))×100} + 加算率(c) ] を乗じて得た額を加えた額を特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算する。

## 6. 減価償却費加算 (⑩)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であること<sup>(注1)</sup>

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと<sup>(注2)</sup>

(エ) 賃借料加算(⑪)の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数

が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

## （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている事業所について、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## （3）加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K<sup>2</sup>以上の市町村をいう。

## 7. 賃借料加算（⑪）

### （1）加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

（ア）家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること<sup>（注）</sup>

（イ）（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

（ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

（エ）減価償却費加算（⑩）の対象となっていないこと

（注）事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

### （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている事業所について、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

### （3）加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分	都 道 府 県
a地域	標 準 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

	都市部	
b 地域	標準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
	都市部	
c 地域	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県
	都市部	和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県
d 地域	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県
	都市部	岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

\*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K<sup>2</sup>以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

#### IV 加減調整部分

##### 1. 連携施設を設定していない場合 (12)

###### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

連携施設を設定しない事業所に適用する。

###### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

###### (3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

##### 2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (13)

###### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

###### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

###### (3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(4)、処遇改善等加算(区分1及び区分2)(5)及び家庭的保育支援加算(8)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

##### 3. 土曜日に閉所する場合 (14)

###### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由

により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

#### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

#### (3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じて定められた額とする。

### 4. 安全計画の策定等をしていない場合（⑭a）

#### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

安全計画（家庭的保育事業等設備運営基準第7条の2に規定するものをいう。以下同じ。）を策定していない事業所又は以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続した事業所に適用する。<sup>(注)</sup>

(注) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。

<要件>

- i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。
- ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。
- iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。

#### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所の設置者から(1)の要件の適合の有無を確認の上、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がないものとする。

#### (3) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

### 5. 経営情報の報告等を行っていない場合（⑭b）

#### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない事業所及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない事業所<sup>(注1)</sup>に適用する<sup>(注2)</sup>。ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月（以下「当初の期限」という。）が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に

適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。

(注1) 修正の報告に関する留意事項

修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報告内容及び事業所の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができる。

(注2) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない事業所においては、令和8年7月分から当該調整を適用する。また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない事業所に対しても、同様に扱う。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村が、事業所の報告状況を確認の上行うこと<sup>(注)</sup>。適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける事業所の認定を行わないことができる。

(注) 事業所の報告状況の確認に係る留意事項

経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が事業所に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提供を必ず行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける事業所について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される事業所における基本分単価(④)に5/100を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## V 特定加算部分

### 1. 冷暖房費加算(⑩)

(1) 加算の要件

全ての事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。
-----	-----------------------------------------------

二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	改正法による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。
その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。

## 2. 除雪費加算 (17)

### (1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 3. 降灰除去費加算 (18)

### (1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 4. 施設機能強化推進費加算 (19)

### (1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組<sup>(注1・注2・注3)</sup>を行う事業所に加算する。

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね10万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。  
なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

## 5. 栄養管理加算 (20)

### (1) 加算の要件

食事の提供に当たり、栄養士等を活用<sup>(注)</sup>して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する。

(注) 栄養士等の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、栄養士等の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がないものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

(A) 配置<sup>(注1)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(B) 兼務<sup>(注2)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1(2)で認定した $(加算率(a) + 加算率(b)) \times 100$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(C) 嘱託<sup>(注3)</sup> 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定にあたって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。

## 6. 第三者評価受審加算 (21)

### (1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 7. 療育支援加算(22)

### (1) 加算の要件

障害児<sup>(注1)</sup>が利用しており<sup>(注2)</sup>、かつ、専門職<sup>(注3)</sup>を活用して<sup>(注4)</sup>、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす事業所に加算する。

以下の取組は、事業所を利用する全ての障害児を対象として行うことを原則とする。また、障害児以外の利用子どもの中に、こうしたきめ細かな教育・保育を行うことが必要と考えられる利用子どもがいる場合は、当該利用子どもも含めてこれらの取組を行うことが望ましい。

ただし、対象人数が多く、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。

なお、当該加算が適用される事業所においては、本加算を取得することで障害児への教育・保育に関する専門性を高め、当該事業所が地域全体のインクルージョンの推進に寄与することが期待されることから、障害児を積極的に受け入れ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。

また、障害児への教育・保育を行う際には、専門職だけでなく、事業所の職員がチームとなって取り組むこと。

<要件>

- ① 専門職が、月に30時間以上(1週に1日程度)、業務に従事していること。
- ② 以下のiからvの取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。
  - i 対象となる障害児の把握を行う。

事業所を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成し、事業所の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。
  - ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、事業所の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。
  - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、iiの個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。
  - iv 障害児の家族への支援として以下の(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。
    - (i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築
    - (ii) 個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組

(iii) (i)及び(ii)の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用  
子どもの家族への適切な周知

v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

児童発達支援センターや地域における障害児支援の中核的な役割を担う障害児通所  
支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び  
近隣の小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。

(注1) 事業所を利用する障害児のうち、1人は市町村が認める障害児とし、2人目以降は  
事業所において適宜判断して差し支えないものとする。

なお、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専  
門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可  
能な資料や、障害児通所支援や障害福祉サービス等を利用している事実が確認できる  
資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児が利用している」とは、月の初日において障害児が1人以上利用している  
ことをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているもの  
とすること。

(注3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大  
学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若  
しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技  
術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、  
看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害  
児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、  
かつ、子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療  
育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年  
以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、  
かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障  
害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。

なお、看護師又は准看護師を活用する場合、受け入れている障害児が医療的ケア児  
である場合に限るものとする。

(注4) 専門職の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合  
も対象となる。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、  
その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象の利用子どもやその  
人数、専門職の職種や各月の業務に従事をする時間等（見込み含む）が確認できる資料等）を  
徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監査等を通じてその状  
況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の  
属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無い  
ものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して  
得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

(A) (1)の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に60時間以上<sup>(注1)</sup>であり、かつ、特  
別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注2)</sup>受入事業所

(B) (1)②の要件を満たす事業所

(注1) 1週に2日程度の配置又は嘱託を想定。

(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされてい

ない児童を含む。

#### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、(1)に定める要件に係る実施状況が分かる資料を作成するとともに、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。また、市町村長は、検査時等に確認を行うこと。

### 8. 保育ICT推進加算(23)

#### (1) 加算の要件

教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用している<sup>(注1)</sup>事業所に、(3)に定める通り加算する。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合<sup>(注2)</sup>若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されないこと。

(注1) 教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをいう。

i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能

※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。

③ 保護者との連絡に関する機能

※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。

④ キャッシュレス決済に関する機能

※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。

ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続のいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プラットフォーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

iii 事業所の見学予約等に係る手続において、「保活情報連携基盤」を活用していること。

ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項

事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第58条第1項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の

3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## I 地域区分等

### 1. 地域区分（①）

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 定員区分（②）

利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

### 3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）、保育士比率向上加算（⑧）、障害児保育加算（⑨又は⑨'）及び夜間保育加算（⑫）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

### 5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価（⑥）

#### （1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

#### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

##### （ア）保育従事者<sup>（※）</sup>

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育従事者（小規模保育事業A型にあっては保育士）が配置されていること。

##### i 年齢別配置基準<sup>（※）</sup>

###### a 小規模保育事業A型

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記はすべて保育士であること。

（注1）ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注2）確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

{1、2歳児数×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {乳児数×1/3（同）} + 1 = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

###### b 小規模保育事業B型

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記のうち、1/2以上は保育士であること。

（注1）ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢に

よるものであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式1(保育従事者数)、算式2(保育士数)によること。

<算式1>

{1、2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数×1/3(同)} + 1 = 配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)

<算式2>

配置基準上保育従事者数×1/2 = 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

ii その他<sup>(※)</sup>

a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人(小規模保育事業A型にあっては保育士)

b 上記iの保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定<sup>(注)</sup>

(注) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 小規模保育事業A型における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第29条第3項及び第4項並びに附則第7条及び第8条に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(※) 小規模保育事業B型における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第31条第3項及び第4項に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 管理者

1人

(注) 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示>

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 非常勤調理員等<sup>(注)</sup>

(注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

iii 非常勤事務職員<sup>(注)</sup>

(注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等設備運営基準第6条第1項に定める連携施設(同条第2項の場合にあっては、同条第1項第1号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第3項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第4項の場合にあっては、同条第1項第2号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第5項に規定する代替保育連携協力者とする。本項及びIVの1において同じ。)に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、IVの1による調整が行われること。

### Ⅲ 基本加算部分

#### 1. 処遇改善等加算（⑦、⑳）

##### （1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

##### （2）加算額の算定

区分1及び区分2については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率(a)及び加算率(b)の合計に100を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率(c)を足して得たものを乗じて得た額とする。<sup>(注1、2)</sup>

区分3については、処遇改善等加算(区分3)－①及び②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(注1) 地域区分に応じた単価×[{(加算率(a)+加算率(b))×100}+加算率(c)]

(注2) (a)は告示第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c)は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

#### 2. 保育士比率向上加算（⑧）＜小規模保育事業B型＞

##### （1）加算の要件

Ⅱの1.(2)(ア) i bの年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となる事業所に加算する。

その際の計算に当たっては、以下の算式によること。

＜算式＞

配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)×3/4=必要保育士数(小数点以下四捨五入)

##### （2）加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、利用子ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

##### （3）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した(加算率(a)+加算率(b))×100を乗じて得た額を加えた額とする。

#### 3. 障害児保育加算（⑨又は⑨'）

##### （1）加算の要件

(ア) 1歳児配置改善加算の適用がない場合【⑨】

障害児(軽度障害児を含む。)<sup>(注)</sup>を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、Ⅱの1.(2)(ア) i の年齢別配置基準について、以下の算

式に置き替えて算定すること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

{1、2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数(同)×1/3(同)} + {障害児数×1/2(同)} + 1 = 配置基準上保育士・保育従事者数(小数点以下四捨五入)

#### (イ) 1歳児配置改善加算の適用がある場合【⑨'】

障害児(軽度障害児を含む。)<sup>(注)</sup>を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

{2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {1歳児数(障害児を除く)×1/5(同)} + {乳児数(同)×1/3(同)} + {障害児数×1/2(同)} + 1 = 配置基準上保育士・保育従事者数(小数点以下四捨五入)

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した[{加算率(a)+加算率(b)}×100] + 加算率(c) を乗じて得た額を加えた額を特別な支援が必要な利用子どもの単価又は1、2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児の特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算する。

### 4. 1歳児配置改善加算(⑩)

#### (1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たす事業所に加算する。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<要件>

- i 処遇改善等加算(⑦、⑳)の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。
- ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上を有するシステムを導入し、業務に活用していること。

- ① 園児の登園及び降園の管理に関する機能
  - ② 保育に係る計画・記録に関する機能
    - ※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。
  - ③ 保護者との連絡に関する機能
    - ※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。
  - ④ キャッシュレス決済に関する機能
    - ※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。
- iii 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）第4加算額の算定、2区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。
- ※ 原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。

<算式>

$$\{2 \text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1 \text{歳児数} \times 1/5 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1$$

=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、利用子ども数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図、要件に該当している旨の申告等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

ただし、(1) iiiの要件だけが適合しなくなった場合には、当該年度中は条件を満たしているものとみなすこととする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に依じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とする（年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。）。

5. 休日保育加算 (⑪)

(1) 加算の要件

休日等において、以下の要件を満たして、保育を実施する事業所に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する事業所（複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所（以下「共同実施事業所」という。）を含む。）を市町村が指定して実施すること。

(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条（A型）又は第31条第2項（B型）の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、休日等における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等）を徴して確認すること。

また、共同実施事業所については、上記に加えて複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $\{[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)\}$ を乗じた額を加えて算出した額を、当該事業所における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育対象事業所から、当該休日保育対象事業所における休日保育の年間延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日保育の年間延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日保育の年間延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日保育の年間延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日保育の年間延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

## (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

## 6. 夜間保育加算 (12)

### (1) 加算の要件

以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する事業所に加算する。

#### (ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

#### (イ) 事業所

夜間保育を行う事業所であること。

(ウ) 職員

管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

(エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(オ) 開所時間

開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

## 7. 減価償却費加算 (13)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること (注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていないこと (注2)

(エ) 賃借料加算 (14) の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。

## 8. 賃借料加算 (14)

### (1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること (注)

(イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算(13)の対象となっていないこと

(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県
a 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
	都市部	
b 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
	都市部	
c 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県
	都市部	
d 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
	都市部	

\*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

## IV 加減調整部分

### 1. 連携施設を設定していない場合 (15)

#### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

連携施設を設定しない事業所に適用する。

#### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (⑩)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(区分1及び区分2)(⑦)及び夜間保育加算(⑫)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 管理者を配置していない場合 (⑰)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

Ⅱの1(2)の(イ) iの(注)の要件を満たす管理者を配置<sup>\*</sup>していない事業所に適用する。

※ 2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならないこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1の(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 土曜日に閉所する場合 (⑱)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある事業所に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は

企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等）を徴して確認すること。

なお、小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）、障害児保育加算（⑨又は⑨'）、1歳児配置改善加算（⑩）及び夜間保育加算（⑫）の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

5. 安全計画の策定等をしていない場合（⑱a）

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

安全計画を策定していない事業所又は以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続した事業所に適用する。<sup>(注)</sup>

(注) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。

<要件>

- i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。
- ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。
- iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所の設置者から(1)の要件の適合の有無を確認の上、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がないものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

6. 経営情報の報告等を行っていない場合（⑱b）

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない事業所及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない事業所<sup>(注1)</sup>に適用する<sup>(注2)</sup>。ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月（以下「当初の期限」という。）が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初

の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。

(注1) 修正の報告に関する留意事項

修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報告内容及び事業所の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができる。

(注2) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない事業所においては、令和8年7月分から当該調整を適用する。また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない事業所に対しても、同様に扱う。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村が、事業所の報告状況を確認の上行うこと<sup>(注)</sup>。適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける事業所の認定を行わないことができる。

(注) 事業所の報告状況の確認に係る留意事項

経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が事業所に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提供を必ず行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける事業所について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)に5/100を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## V 乗除調整部分

### 1. 定員を恒常的に超過する場合(⑱)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

次の(ア)又は(イ)に該当する事業所に適用する。

(ア) 直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており<sup>(注1)</sup>、かつ、各年度の年間平均在所率<sup>(注2)</sup>が120%以上(令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するもの(以下本項において「特定事業所」という。)にあつては133%以上)の状態にある事業所に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。  
 また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。  
 なお、小規模保育事業は定員 19 人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超えて 22 人まで（特定事業所にあつては 25 人まで）の受け入れが可能であること。

(注 1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項  
 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注 2) 年間平均在所率  
 当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(イ) 法第 30 条第 1 項第 4 号に定める離島その他の地域に所在する定員 19 人を超えて子どもを受け入れる事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が 120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

(ア) (1) の (ア) に該当する事業所

本調整措置が適用される事業所における基本分単価（⑥）から経営情報等の報告を行っていない場合（⑱b）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

(イ) (1) の (イ) に該当する事業所

本調整措置が適用される事業所における基本分単価（⑥）から経営情報等の報告を行っていない場合（⑱b）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等及び各月初日の利用子ども数に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

## VI 特定加算部分

### 1. 冷暖房費加算（⑳）

(1) 加算の要件

全ての事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。

四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	改正法による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。
その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。

## 2. 除雪費加算 (㉒)

### (1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 3. 降灰除去費加算 (㉓)

### (1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 4. 施設機能強化推進費加算 (㉔)

### (1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組<sup>(注1・注2・注3)</sup>を行う事業所に加算する。

#### (注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

#### (注2) 取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね10万円以上見込まれること。

#### (注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

## 5. 栄養管理加算 (25)

### (1) 加算の要件

食事の提供に当たり、栄養士等を活用<sup>(注)</sup>して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する。

(注) 栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、栄養士等の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がないものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

(A) 配置<sup>(注1)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(B) 兼務<sup>(注2)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1(2)で認定した $(加算率(a) + 加算率(b)) \times 100$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(C) 嘱託<sup>(注3)</sup> 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。

## 6. 第三者評価受審加算 (26)

### (1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 7. 療育支援加算 (27)

### (1) 加算の要件

障害児<sup>(注1)</sup>が利用しており<sup>(注2)</sup>、かつ、専門職<sup>(注3)</sup>を活用して<sup>(注4)</sup>、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす事業所に加算する。

以下の取組は、事業所を利用する全ての障害児を対象として行うことを原則とする。また、障害児以外の利用子どもの中に、こうしたきめ細かな教育・保育を行うことが必要と考えられる利用子どもがいる場合は、当該利用子どもも含めてこれらの取組を行うことが望ましい。

ただし、対象人数が多く、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。

なお、当該加算が適用される事業所においては、本加算を取得することで障害児への教育・保育に関する専門性を高め、当該事業所が地域全体のインクルージョンの推進に寄与することが期待されることから、障害児を積極的に受け入れ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。

また、障害児への教育・保育を行う際には、専門職だけでなく、事業所の職員がチームとなって取り組むこと。

<要件>

- ① 専門職が、月に30時間以上（1週に1日程度）、業務に従事していること。
- ② 以下のiからvの取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。
  - i 対象となる障害児の把握を行う。

事業所を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成し、事業所の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。
  - ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、事業所の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。
  - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、iiの個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。
  - iv 障害児の家族への支援として以下の(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。
    - (i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築
    - (ii) 個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組
    - (iii) (i)及び(ii)の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用

子どもの家族への適切な周知

- v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

児童発達支援センターや地域において障害児支援に係る中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び近隣の小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。

- (注1) 事業所を利用する障害児のうち、1人は市町村が認める障害児とし、2人目以降は事業所において適宜判断して差し支えないものとする。

なお、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料や、障害児通所支援や障害福祉サービス等を利用している事実が確認できる資料をもって確認しても差し支えない。

- (注2) 「障害児が利用している」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

- (注3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。

なお、看護師又は准看護師を活用する場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

- (注4) 専門職の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合も対象となる。

## (2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象の利用子どもやその人数、専門職の職種や各月の業務に従事をする時間等（見込み含む）が確認できる資料等）を徴して確認すること。

- (イ) 市町村は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

- (A) (1)の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に60時間以上<sup>(注1)</sup>であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注2)</sup>受入事業所

- (B) (1)②の要件を満たす事業所

(注1) 1週に2日程度の配置又は嘱託を想定。

(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

#### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、(1)に定める要件に係る実施状況が分かる資料を作成するとともに、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。また、市町村長は、検査時等に確認を行うこと。

### 8. 保育ICT推進加算(28)

#### (1) 加算の要件

教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用している<sup>(注1)</sup>事業所に、(3)に定める通り加算する。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合<sup>(注2)</sup>若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されないこと。

(注1)教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをいう。

i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能

※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。

③ 保護者との連絡に関する機能

※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。

④ キャッシュレス決済に関する機能

※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。

ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続きのいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プラットフォーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

iii 事業所の見学予約等に係る手続きにおいて、「保活情報連携基盤」を活用していること。

ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注2)法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項

事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第58条第1項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。

#### (2) 加算の認定

(ア)加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ)当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## I 地域区分等

### 1. 地域区分 (①)

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 定員区分 (②)

利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

### 3. 認定区分 (③)

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 4. 保育必要量区分 (④)

利用必要量に応じた区分を適用する。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価 (⑤)

#### (1) 額の算定

地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、保育必要量区分 (④) (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。

#### (2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

##### (ア) 保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育従事者が配置されていること。

##### i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者

子ども 3 人につき家庭的保育者 1 人 (家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人)

##### ii その他

a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者 1 人

b 上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者 1 人当たり、研修代替保育従事者として年間 3 日分の費用を算定<sup>(注)</sup>

(注) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

##### (イ) その他

##### i 管理者

1 人

(注) 管理者は児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示>

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 非常勤調理員等 (注1・2)

(注1) グループのうちいずれかの利用子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が兼ねることができること。

(注2) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

iii 非常勤事務職員

(注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等設備運営基準第6条第1項に定める連携施設(同条第2項の場合にあつては、同条第1項第1号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第3項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第4項の場合にあつては、同条第1項第2号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第5項に規定する代替保育連携協力者とする。本項及びIVの1において同じ。)に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、IVの1による調整が行われること。

### III 基本加算部分

#### 1. 処遇改善等加算 (⑥、⑬)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

区分1及び区分2については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率(a)及び加算率(b)の合計に100を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率(c)を足して得たものを乗じて得た額とする。(注1、2)

区分3については、処遇改善等加算(区分3)一①及び②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(注1) 地域区分に応じた単価×[(加算率(a)+加算率(b))×100]+加算率(c)]

(注2) (a)は告示第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c)は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

#### 2. 資格保有者加算 (⑦)

(1) 加算の要件

保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び資格保有者の人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した（加算率(a)+加算率(b)）×100を乗じて得た額を加えた額とする。

## 3. 障害児保育加算(⑧)

### (1) 加算の要件

障害児（軽度障害児を含む。）<sup>(注)</sup>を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、各グループに配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

#### <算式>

{グループの利用子ども数(障害児を除く)×1/5(小数点第1位まで計算)} + {障害児数×1/2(〃)} = 必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、各グループの利用子ども数(見込み)及び家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した[ {(加算率(a)+加算率(b))×100} + 加算率(c) ] を乗じて得た額を加えた額を特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算する。

## 4. 減価償却費加算(⑨)

### (1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること<sup>(注1)</sup>

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていないこと<sup>(注2)</sup>

(エ) 賃借料加算(⑩)の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)

に該当することとして差し支えない。

- ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。

5. 賃借料加算(⑩)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること<sup>(注)</sup>

(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算(⑨)の対象となっていないこと

(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県			
a地域	標 準	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県

	都市部	
b 地域	標準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
	都市部	
c 地域	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県
	都市部	和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県
d 地域	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県
	都市部	岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

\*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K<sup>2</sup>以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

#### IV 加減調整部分

##### 1. 連携施設を設定していない場合 (⑪)

- (1) 調整の適用を受ける事業所の要件  
連携施設を設定しない事業所に適用する。
- (2) 調整の適用を受ける事業所の認定  
(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認の上行うこととする。  
  
(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。
- (3) 調整額の算定  
調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

##### 2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (⑫)

- (1) 調整の適用を受ける事業所の要件  
食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。
- (2) 調整の適用を受ける事業所の認定  
(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認の上行うこととする。  
  
(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。
- (3) 調整額の算定  
調整額は、適用される基本分単価(⑤)及び処遇改善等加算(区分1及び区分2)(⑥)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

##### 3. 管理者を配置していない場合 (⑬)

- (1) 調整の適用を受ける事業所の要件  
Ⅱの1(2)の(イ) iの(注)の要件を満たす管理者を配置\*していない事業所に適用する。

※ 2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したことはならないこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に依じた単価に、当該調整に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 土曜日に閉所する場合(⑭)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある事業所に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。

なお、小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑤)、処遇改善等加算(区分1及び区分2)(⑥)及び障害児保育加算(⑧)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

5. 安全計画の策定等をしていない場合(⑭a)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

安全計画を策定していない事業所又は以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続した事業所に適用する。<sup>(注)</sup>

(注) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。

<要件>

- i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。
- ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。
- iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所の設置者から(1)の要件の適合の有無を確認の上、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がないものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

6. 経営情報の報告等を行っていない場合(14b)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない事業所及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない事業所<sup>(注1)</sup>に適用する<sup>(注2)</sup>。ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月(以下「当初の期限」という。)が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。

(注1) 修正の報告に関する留意事項

修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報告内容及び事業所の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができる。

(注2) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない事業所においては、令和8年7月分から当該調整を適用する。また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない事業所に対しても、同様に取り扱う。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村が、事業所の報告状況を確認の上行うこと<sup>(注)</sup>。適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける事業所の認定を行わないことができる。

(注) 事業所の報告状況の確認に係る留意事項

経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が事業所に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提

供を必ず行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける事業所について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。

### (3) 調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑤)に5/100を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## V 乗除調整部分

### 1. 定員を恒常的に超過する場合(⑮)

#### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

直前の連続する2年度間常に利用定員を超過しており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある事業所に適用する。

なお、保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

なお、小規模保育事業C型は定員15人以下の事業であることから、定員15人を超過して子どもを受け入れることはできないこと。

#### (注1) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項

利用定員を超過して受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

#### (注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

#### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

#### (3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑤)から経営情報等の報告を行っていない場合(⑭b)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## VI 特定加算部分

### 1. 冷暖房費加算(⑰)

#### (1) 加算の要件

全ての事業所に加算する。

#### (2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定
-----	--------------------------------------

	する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	改正法による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。
その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。

## 2. 除雪費加算 (18)

### (1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 3. 降灰除去費加算 (19)

### (1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 4. 施設機能強化推進費加算 (20)

### (1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組<sup>(注1・注2・注3)</sup>を行う事業所に加算する。

#### (注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

#### (注2) 取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね10万円以上見込まれること。

#### (注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。  
なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

5. 栄養管理加算 (21)

(1) 加算の要件

食事の提供に当たり、栄養士等を活用<sup>(注)</sup>して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する。

(注) 栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、栄養士等の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がないものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

(A) 配置<sup>(注1)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1(2)で認定した $[\{(加算率(a)+加算率(b)) \times 100\} + 加算率(c)]$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(B) 兼務<sup>(注2)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1(2)で認定した $(加算率(a) + 加算率(b)) \times 100$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(C) 嘱託<sup>(注3)</sup> 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。

6. 第三者評価受審加算 (22)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 7. 療育支援加算 (23)

### (1) 加算の要件

障害児<sup>(注1)</sup>が利用しており<sup>(注2)</sup>、かつ、専門職<sup>(注3)</sup>を活用して<sup>(注4)</sup>、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす事業所に加算する。

以下の取組は、事業所を利用する全ての障害児を対象として行うことを原則とする。また、障害児以外の利用子どもの中に、こうしたきめ細かな教育・保育を行うことが必要と考えられる利用子どもがいる場合は、当該利用子どもも含めてこれらの取組を行うことが望ましい。

ただし、対象人数が多く、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。

なお、当該加算が適用される事業所においては、本加算を取得することで障害児への教育・保育に関する専門性を高め、当該事業所が地域全体のインクルージョンの推進に寄与することが期待されることから、障害児を積極的に受け入れ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。

また、障害児への教育・保育を行う際には、専門職だけでなく、事業所の職員がチームとなって取り組むこと。

<要件>

- ① 専門職が、月に30時間以上(1週に1日程度)、業務に従事していること。
- ② 以下のiからvの取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。
  - i 対象となる障害児の把握を行う。

事業所を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成し、事業所の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。
  - ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、事業所の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。
  - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、iiの個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。
  - iv 障害児の家族への支援として以下の(i)~(iii)の全ての取組を行うこと。
    - (i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築
    - (ii) 個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組

(iii) (i)及び(ii)の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用  
子どもの家族への適切な周知

v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

児童発達支援センターや地域における障害児支援の中核的な役割を担う障害児通所  
支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び  
近隣の小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図るこ  
と。

(注1) 事業所を利用する障害児のうち、1人は市町村が認める障害児とし、2人目以降は  
事業所において適宜判断して差し支えないものとする。

なお、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専  
門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可  
能な資料や、障害児通所支援や障害福祉サービス等を利用している事実が確認できる  
資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児が利用している」とは、月の初日において障害児が1人以上利用している  
ことをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているもの  
とすること。

(注3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大  
学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若  
しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技  
術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、  
看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害  
児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、  
かつ、子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療  
育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年  
以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、  
かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障  
害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。

なお、看護師又は准看護師を活用する場合、受け入れている障害児が医療的ケア児  
である場合に限るものとする。

(注4) 専門職の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合  
も対象となる。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、  
その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象の利用子どもやそ  
の人数、専門職の職種や各月の業務に従事をする時間等（見込み含む）が確認できる資料等）  
を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監査等を通じてその状  
況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日  
の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が  
無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して  
得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

(A) (1)の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に60時間以上<sup>(注1)</sup>であり、かつ、特  
別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注2)</sup>受入事業所

(B) (1)②の要件を満たす事業所

(注1) 1週に2日程度の配置又は嘱託を想定。

(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされてい

ない児童を含む。

#### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、(1)に定める要件に係る実施状況が分かる資料を作成するとともに、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。また、市町村長は、検査時等に確認を行うこと。

### 8. 保育ICT推進加算(24)

#### (1) 加算の要件

教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用している<sup>(注1)</sup>事業所に、(3)に定める通り加算する。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合<sup>(注2)</sup>若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されないこと。

(注1)教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをいう。

i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能

※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。

③ 保護者との連絡に関する機能

※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。

④ キャッシュレス決済に関する機能

※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。

ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続のいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プラットフォーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

iii 事業所の見学予約等に係る手続において、「保活情報連携基盤」を活用していること。

ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注2)法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項

事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第58条第1項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。

#### (2) 加算の認定

(ア)加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ)当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の

3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## I 地域区分等

### 1. 地域区分（①）

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 定員区分（②）

利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

### 3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分 1 及び区分 2）（⑦）、障害児保育加算（⑨）及び夜間保育加算（⑫）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

### 5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価（⑥）

#### （1）額の算定

告示別表第三における小規模保育事業 A 型の表中 3 号の 1、2 歳児の保育短時間認定区分において地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた単価に、3 歳児は 65/100、4 歳以上児は 60/100 を乗じて得た額とする。

#### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

##### （ア）保育士<sup>（※）</sup>

基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

##### i 年齢別配置基準<sup>（※）</sup>

4 歳以上児 30 人につき 1 人、3 歳児 20 人につき 1 人、左記に加えて 1 人

上記はすべて保育士であること。

（注 1）ここでいう「4 歳以上児」、「3 歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注 2）確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

{4 歳以上児数×1/30 (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))} + {3 歳児数×1/20 (同)} + 1 = 配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)

##### ii その他<sup>（※）</sup>

a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育士 1 人

b 上記 i の保育士 1 人当たり、研修代替保育士として年間 3 日分の費用を算定<sup>（注）</sup>

(注) 当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第 29 条第 3 項並びに附則第 7 条及び第 8 条に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 管理者

1 人

(注) 管理者は児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示>

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 非常勤調理員等<sup>(注)</sup>

(注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

iii 非常勤事務職員<sup>(注)</sup>

(注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等設備運営基準第 6 条第 1 項に定める連携施設（同条第 2 項の場合にあつては、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第 3 項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第 4 項の場合にあつては、同条第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第 5 項に規定する代替保育連携協力者とする。本項及びⅣの 1 において同じ。）に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、Ⅳの 1 による調整が行われること。

### Ⅲ 基本加算部分

#### 1. 処遇改善等加算 (⑦、⑳)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

区分 1 及び区分 2 については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率 (a) 及び加算率 (b) の合計に 100 を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率 (c) を足して得たものを乗じて得た額とする。<sup>(注 1、2)</sup>

区分 3 については、処遇改善等加算 (区分 3) - ①及び②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(注 1) 地域区分に応じた単価 × [ {(加算率 (a) + 加算率 (b)) × 100} + 加算率 (c) ]

(注 2) (a) は告示第 1 条第 17 号の基礎分における職員 1 人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b) は同条第 18 号の賃金改善分における職員 1 人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c) は同条第 18 号の賃金改善分における別表第 2 又は別表第 3 に規定する割合をいう。

## 2. 障害児保育加算 (⑨)

### (1) 加算の要件

障害児（軽度障害児を含む。）<sup>(注)</sup>を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育士の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

#### <算式>

{4歳以上児数(障害児を除く)×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数(同)×1/20(同)} + {障害児数×1/2(同)} + 1 = 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数(見込み)及び保育士の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した[{(加算率(a)+加算率(b))×100} + 加算率(c)]を乗じて得た額を加えた額を特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算する。

## 3. 休日保育加算 (⑩)

### (1) 加算の要件

休日等において、以下の要件を満たして、保育を実施する事業所に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する事業所(共同実施事業所を含む。)を市町村が指定して実施すること。

(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条(A型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、休日等における保育士の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見

込み及び数の根拠となる実績等)を徴して確認すること。

また、共同実施事業所については、上記に加えて複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $\{[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)\}$ を乗じた額を加えて算出した額を、当該事業所における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育対象事業所から、当該休日保育対象事業所における休日保育の年間延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日保育の年間延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日保育の年間延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日保育の年間延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日保育の年間延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用がなくなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

## 5. 夜間保育加算(⑫)

### (1) 加算の要件

以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する事業所に加算する。

#### (ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

#### (イ) 事業所

夜間保育を行う事業所であること。

#### (ウ) 職員

管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

#### (エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(オ) 開所時間

開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育士の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

## 6. 減価償却費加算 (13)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 満三歳以上限定小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること (注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていないこと (注2)

(エ) 賃借料加算 (14) の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。

## 7. 賃借料加算 (14)

### (1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 満三歳以上限定小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること (注)

(イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助 (「認可保育所等設置支援事業の実施について」(令和5年4月19日こ成保第15号子ども家庭庁成育局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算 (13) の対象となっていないこと

(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県							
a 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県							
	都市部								
b 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県							
	都市部								
c 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県							
	都市部	和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県							
d 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県							
	都市部	岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県							

\*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K<sup>m</sup>以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

## IV 加減調整部分

### 1. 連携施設を設定していない場合 (15)

#### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

連携施設を設定しない事業所に適用する。

#### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)

の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (⑩)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(区分1及び区分2)(⑦)及び夜間保育加算(⑫)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 管理者を配置していない場合 (⑪)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

Ⅱの1(2)の(イ) iの(注)の要件を満たす管理者を配置<sup>\*</sup>していない事業所に適用する。

<sup>\*</sup> 2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならないこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 土曜日に閉所する場合 (⑫)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある事業所に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等）を徴して確認すること。

なお、小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑦）、障害児保育加算（⑨）及び夜間保育加算（⑫）の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

5. 安全計画の策定等をしていない場合（⑱a）

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

安全計画を策定していない事業所又は以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続した事業所に適用する。<sup>(注)</sup>

(注) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。

<要件>

- i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。
- ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。
- iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所の設置者から(1)の要件の適合の有無を確認の上、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がないものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

6. 経営情報の報告等を行っていない場合（⑱b）

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない事業所及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない事業所<sup>(注1)</sup>に適用する<sup>(注2)</sup>。ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月（以下「当初の期限」という。）が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。

(注1) 修正の報告に関する留意事項

修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報告内容及び事業所の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができる。

(注2) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない事業所においては、令和8年7月分から当該調整を適用する。また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない事業所に対しても、同様に取り扱う。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村が、事業所の報告状況を確認の上行うこと<sup>(注)</sup>。適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける事業所の認定を行わないことができる。

(注) 事業所の報告状況の確認に係る留意事項

経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が事業所に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提供を必ず行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける事業所について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)に5/100を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## V 乗除調整部分

### 1. 定員を恒常的に超過する場合(⑱)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

次の(ア)又は(イ)に該当する事業所に適用する。

(ア) 直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており<sup>(注1)</sup>、かつ、各年度の年間平均在所率<sup>(注2)</sup>が120%以上の状態にある事業所に適用する<sup>(注3)</sup>。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

なお、満三歳以上限定小規模保育事業は定員19人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超えて22人までの受け入れが可能であること。

(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(注3) 本調整は令和10年4月から適用する。

(イ) 法第30条第1項第4号に定める離島その他の地域に所在する定員19人を超えて子どもを受け入れる事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

(ア) (1)の(ア)に該当する事業所

本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)から経営情報等の報告を行っていない場合(⑱b)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(イ) (1)の(イ)に該当する事業所

本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)から経営情報等の報告を行っていない場合(⑱b)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等及び各月初日の利用子ども数に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## VI 特定加算部分

### 1. 冷暖房費加算(⑳)

(1) 加算の要件

全ての事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	改正法による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒

	冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。
その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。

## 2. 除雪費加算 (22)

### (1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 3. 降灰除去費加算 (23)

### (1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

### (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 4. 施設機能強化推進費加算 (24)

### (1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組<sup>(注1・注2・注3)</sup>を行う事業所に加算する。

#### (注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

#### (注2) 取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね10万円以上見込まれること。

#### (注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

## 5. 栄養管理加算 (25)

### (1) 加算の要件

食事の提供に当たり、栄養士等を活用<sup>(注)</sup>して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する。

(注) 栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

## (2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、栄養士等の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等)を徴して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がないものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

- (A) 配置<sup>(注1)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。
- (B) 兼務<sup>(注2)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1(2)で認定した $(加算率(a) + 加算率(b)) \times 100$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。
- (C) 嘱託<sup>(注3)</sup> 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。
- (注1) 本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。
- (注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。
- (注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。

## 6. 第三者評価受審加算(26)

### (1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10

円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 7. 療育支援加算 (27)

### (1) 加算の要件

障害児<sup>(注1)</sup>が利用しており<sup>(注2)</sup>、かつ、専門職<sup>(注3)</sup>を活用して<sup>(注4)</sup>、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす事業所に加算する。

以下の取組は、事業所を利用する全ての障害児を対象として行うことを原則とする。また、障害児以外の利用子どもの中に、こうしたきめ細かな教育・保育を行うことが必要と考えられる利用子どもがいる場合は、当該利用子どもも含めてこれらの取組を行うことが望ましい。

ただし、対象人数が多く、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。

なお、当該加算が適用される事業所においては、本加算を取得することで障害児への教育・保育に関する専門性を高め、当該事業所が地域全体のインクルージョンの推進に寄与することが期待されることから、障害児を積極的に受け入れ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。

また、障害児への教育・保育を行う際には、専門職だけでなく、事業所の職員がチームとなって取り組むこと。

#### <要件>

- ① 専門職が、月に30時間以上(1週に1日程度)、業務に従事していること。
- ② 以下のiからvの取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。
  - i 対象となる障害児の把握を行う。

事業所を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成し、事業所の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。
  - ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、事業所の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。
  - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、iiの個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。
  - iv 障害児の家族への支援として以下の(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。
    - (i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築
    - (ii) 個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組
    - (iii) (i)及び(ii)の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知
  - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

児童発達支援センターや地域における障害児支援の中核的な役割を担う障害児通所

支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び近隣の小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。

(注1) 事業所を利用する障害児のうち、1人は市町村が認める障害児とし、2人目以降は事業所において適宜判断して差し支えないものとする。

なお、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料や、障害児通所支援や障害福祉サービス等を利用している事実が確認できる資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児が利用している」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。

なお、看護師又は准看護師を活用する場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

(注4) 専門職の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合も対象となる。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象の利用子どもやその人数、専門職の職種や各月の業務に従事する時間等（見込み含む）が確認できる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

(A) (1)の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に60時間以上（注1）であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童（注2）受入事業所

(B) (1)②の要件を満たす事業所

(注1) 1週に2日程度の配置又は嘱託を想定。

(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

## (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、(1)に定める要件に係る実施状況が分かる資料を作成するとともに、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。また、市町村長は、検査時等に確認を行うこと。

## 8. 保育ICT推進加算(28)

### (1) 加算の要件

教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用している<sup>(注1)</sup>事業所に、(3)に定める通り加算する。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合<sup>(注2)</sup>若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されないこと。

(注1) 教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをいう。

i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能

※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。

③ 保護者との連絡に関する機能

※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。

④ キャッシュレス決済に関する機能

※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。

ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続のいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プラットフォーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

iii 事業所の見学予約等に係る手続において、「保活情報連携基盤」を活用していること。

ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項

事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第58条第1項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## I 地域区分等

### 1. 地域区分（①）

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 定員区分（②）

利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

### 3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑧）、保育士比率向上加算（⑨）、障害児保育加算（⑩又は⑩'）及び夜間保育加算（⑬）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

### 5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価（⑥）

#### （1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

#### （2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

##### （ア）保育従事者<sup>（※）</sup>

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育従事者（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所及び定員20人以上の事業所にあっては保育士）が配置されていること。

##### i 年齢別配置基準

##### a 小規模保育事業A型の基準が適用される事業所<sup>（※）</sup>

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記はすべて保育士であること。

（注1）ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注2）確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

$$\{1、2歳児数 \times 1/6 \text{（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{（同）}\} + 1 = \text{配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）}$$

##### b 小規模保育事業B型の基準が適用される事業所<sup>（※）</sup>

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記のうち、1/2以上は保育士であること。

(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式1（保育従事者数）、算式2（保育士数）によること。

<算式1>

{1、2歳児数×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て）)} + {乳児数×1/3（同）} + 1 = 配置基準上保育従事者数（小数点以下四捨五入）

<算式2>

配置基準上保育従事者数×1/2 = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

c 利用定員20人以上の事業所<sup>(※)</sup>

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人  
上記はすべて保育士であること。

(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

{1、2歳児数×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て）)} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

ii その他<sup>(※)</sup>

a 利用定員20人以上の事業所については1人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所について、利用定員19人以下の事業所は非常勤保育従事者1人（小規模保育事業A型にあっては保育士）、利用定員20人以上の事業所は保育士1人<sup>(注1)</sup>

c 上記i及びiiのa、b（利用定員20人以上の事業所に限る。）の保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定<sup>(注2)</sup>

(注1) 事業所全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

(注2) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型の基準が適用される事業所における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第47条第3項及び第4項並びに、附則第7条及び第8条に基づいて、又は、利用定員20人以上の事業所における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第44条第3項及び第4項並びに附則第7条及び第8条に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 管理者

1人

(注) 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保

育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

＜同等以上の能力を有すると認められる者の例示＞

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 調理員等

a 利用定員 19 人以下の事業所  
非常勤調理員等<sup>(注)</sup>

b 利用定員 20 人以上の事業所  
利用定員 40 人以下の事業所は 1 人、41 人以上の事業所は 2 人

(注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

iii 非常勤事務職員<sup>(注)</sup>

(注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等設備運営基準第 6 条第 1 項に定める連携施設（同条第 2 項の場合にあっては、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第 3 項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第 4 項の場合にあっては、同条第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第 5 項に規定する代替保育連携協力者とする。本項及びⅣの 1 において同じ。）に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、Ⅳの 1 による調整が行われること。

2. 従業員枠の子どもの場合 (⑦)

(1) 適用の要件

事業主が雇用する労働者の子どもの場合に適用する。

(2) 適用される場合の基本分単価 (⑥) の算定

事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価 (⑥) の額については、基本分単価 (⑥) の額に定められた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算 (⑧、⑨)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

区分 1 及び区分 2 については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率 (a) 及び加算率 (b) の合計に 100 を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率 (c) を足して得たものを乗じて得た額とする。<sup>(注 1、2)</sup>

区分 3 については、(ア) 又は (イ) とする。

(ア) 利用定員 6 人以上

加算額は、処遇改善等加算 (区分 3) 一①及び②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(イ) 利用定員 5 人以下

加算額は、処遇改善等加算 (区分 3) 一①又は②の別に定められる額を各月初日の利用子ども数で除して得た額とする (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切

り捨てる。)

(注1) 地域区分に応じた単価× [ {(加算率(a)+加算率(b))×100} +加算率(c)]

(注2) (a) は告示第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b) は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c) は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

## 2. 保育士比率向上加算 (⑨) <小規模保育事業B型の基準が適用される事業所>

### (1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)(ア) i bの年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となる事業所に加算する。

その際の計算に当たっては、以下の算式によること。

<算式>

配置基準上保育従事者数 (小数点以下四捨五入) × 3/4 = 必要保育士数 (小数点以下四捨五入)

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請 (事業所名、加算の適用年月、利用子ども数 (見込み) 及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等) を徴して (1) の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 (区分1及び区分2) の単価に1の(2)で認定した (加算率(a) + 加算率(b)) × 100 を乗じて得た額を加えた額とする。

## 3. 障害児保育加算 (⑩又は⑩')

### (1) 加算の要件

#### (ア) 1歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】

障害児 (軽度障害児を含む。) (注) を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、Ⅱの1.(2)(ア) i の年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

{1、2歳児数 (障害児を除く) × 1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数 (同) × 1/3 (同)} + {障害児数 × 1/2 (同)} + 1 (利用定員20人以上の事業所の場合を除く) = 配置基準上保育士・保育従事者数 (小数点以下四捨五入)

#### (イ) 1歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩'】

障害児 (軽度障害児を含む。) (注) を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従

事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、Ⅱの1.(2)(ア) i の年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

{2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}  
+ {1歳児数(障害児を除く)×1/5(同)} + {乳児数(同)×1/3(同)} + {障害児数×1/2(同)} + 1 = 配置基準上保育士・保育従事者数(小数点以下四捨五入)

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した[{(加算率(a)+加算率(b))×100} + 加算率(c)]を乗じて得た額を加えた額を特別な支援が必要な利用子どもの単価又は1, 2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児の特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算する。

## 4. 1歳児配置改善加算(①)

### (1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)(ア) i の年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たす事業所に加算する。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<要件>

- i 処遇改善等加算(⑧、⑫)の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。
- ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②~④のいずれか1つの機能以上を有するシステムを導入し、業務に活用していること。
  - ① 園児の登園及び降園の管理に関する機能
  - ② 保育に係る計画・記録に関する機能
    - ※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。
  - ③ 保護者との連絡に関する機能
    - ※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。
  - ④ キャッシュレス決済に関する機能
    - ※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。
- iii 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知)第4加算額の算定、2区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。

※ 原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。

<算式>

{2歳児数×1/6(同)} + {1歳児数×1/5(同)} + {乳児数×1/3(同)} + 1  
=配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、利用子ども数(見込み)及び保育士の配置状況が記載された職員体制図、要件に該当している旨の申告等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

ただし、(1) iiiの要件だけが適合しなくなった場合には、当該年度中は条件を満たしているものとみなすこととする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した[ {(加算率(a)+加算率(b))×100} +加算率(c)] を乗じて得た額を加えた額とする(年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。)

## 5. 休日保育加算(⑫)

### (1) 加算の要件

休日等において、以下の要件を満たして、保育を実施する事業所に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する事業所(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。))又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所(以下「共同実施事業所」という。)を含む。)を市町村が指定して実施すること。

(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項並びに附則第6条から第9条(A型)又は第31条第2項(B型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、休日等における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等)を徴して確認すること。

また、共同実施事業所については、上記に加えて複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した[{(加算率(a)+加算率(b))×100} +加算率(c)]を乗じた額を加えて算出した額を、当該事業所における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育対象事業所から、当該休日保育対象事業所における休日保育の年間延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日保育の年間延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日保育の年間延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日保育の年間延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日保育の年間延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

## 6. 夜間保育加算(13)

### (1) 加算の要件

以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する事業所に加算する。

#### (ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

#### (イ) 事業所

夜間保育を行う事業所であること。

#### (ウ) 職員

管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

#### (エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

#### (オ) 開所時間

開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した $\{[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)\}$ を乗じて得た額を加えた額とする。

7. 減価償却費加算 (14)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 事業所内保育事業の用に供する建物が自己所有であること<sup>(注1)</sup>

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと<sup>(注2)</sup>

(エ) 賃借料加算(15)の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。

8. 賃借料加算 (15)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 事業所内保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること<sup>(注)</sup>

(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(令和5年4月19日こ

成保第 15 号こども家庭庁成育局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料等支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算 (14) の対象となっていないこと

(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の 50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県									
a 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県									
	都市部										
b 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県									
	都市部										
c 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県									
	都市部	和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県									
d 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県									
	都市部	岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県									

\*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

#### IV 加減調整部分

##### 1. 連携施設を設定していない場合 (16)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

連携施設を設定しない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

## 2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (17)

### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

### (3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(6)(事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価(6)の額については、基本分単価(6)の額に従業員枠の子どもの場合(7)の調整率を乗じて得た額)、処遇改善等加算(区分1及び区分2)(8)及び夜間保育加算(13)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## 3. 管理者を配置していない場合 (18)

### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

Ⅱの1(2)の(イ) iの(注)の要件を満たす管理者を配置<sup>\*</sup>していない事業所に適用する。

※ 2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならないこと。

### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

### (3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価にⅢの1の(2)で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額とする。

## 4. 土曜日に閉所する場合 (19)

### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある事業所に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

なお、事業所内保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

### (3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)(事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価(⑥)の額については、基本分単価(⑥)の額に従業員枠の子どもの場合(⑦)の調整率を乗じて得た額)、処遇改善等加算(区分1及び区分2)(⑧)、障害児保育加算(⑩又は⑩')、1歳児配置改善加算(⑪)及び夜間保育加算(⑬)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## 5. 安全計画の策定等をしていない場合(⑩a)

### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

安全計画を策定していない事業所又は以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続した事業所に適用する。(注)

(注) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。

<要件>

- i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。
- ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。
- iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。

### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所の設置者から(1)の要件の適合の有無を確認の上、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がないものとする。

### (3) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

## 6. 経営情報の報告等を行っていない場合(⑩b)

### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない事業所及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない事業所(注1)に適用する(注2)。ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月(以下「当初の期限」という。)が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。

(注1) 修正の報告に関する留意事項

修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を

必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報告内容及び事業所の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができる。

#### (注2) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない事業所においては、令和8年7月分から当該調整を適用する。また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない事業所に対しても、同様に扱う。

### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村が、事業所の報告状況を確認の上行うこと<sup>(注)</sup>。適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける事業所の認定を行わないことができる。

#### (注) 事業所の報告状況の確認に係る留意事項

経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が事業所に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提供を必ず行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける事業所について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。

### (3) 調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)に5/100を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## V 乗除調整部分

### 1. 定員を恒常的に超過する場合(20)

#### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており<sup>(注1)</sup>、かつ、各年度の年間平均在所率<sup>(注2)</sup>が120%以上の状態にある事業所に適用する。

なお、保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

なお、小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所内保育事業については、定員19人以下の事業であるが、定員を超えて22人までの受け入れが可能であること。

#### (注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基

準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)から経営情報等の報告を行っていない場合(⑩b)の額については、それぞれの額の総和に各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## VI 特定加算部分

### 1. 冷暖房費加算(⑫)

(1) 加算の要件

全ての事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
激変緩和地域	改正法による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域をいう。
その他地域	一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域をいう。

### 2. 除雪費加算(⑬)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

### 3. 降灰除去費加算(⑭)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

#### 4. 施設機能強化推進費加算 (㉕)

(1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組<sup>(注1・注2・注3)</sup>を行う事業所に加算する。

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね10万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

#### 5. 栄養管理加算 (㉖)

(1) 加算の要件

食事の提供に当たり、栄養士等を活用<sup>(注)</sup>して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する。

(注) 栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、栄養士等の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が

ないものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士等の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

- (A) 配置<sup>(注1)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1（2）で認定した $[(加算率(a)+加算率(b)) \times 100] + 加算率(c)$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。
- (B) 兼務<sup>(注2)</sup> 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にⅢの1（2）で認定した $(加算率(a) + 加算率(b)) \times 100$ を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。
- (C) 嘱託<sup>(注3)</sup> 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合をいう。

## 6. 第三者評価受審加算 (27)

### (1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 7. 療育支援加算 (28)

### (1) 加算の要件

障害児<sup>(注1)</sup>が利用しており<sup>(注2)</sup>、かつ、専門職<sup>(注3)</sup>を活用して<sup>(注4)</sup>、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす事業所に加算する。

以下の取組は、事業所を利用する全ての障害児を対象として行うことを原則とする。また、障害児以外の利用子どもの中に、こうしたきめ細かな教育・保育を行うことが必要と考えられる利用子どもがいる場合は、当該利用子どもも含めてこれらの取組を行うことが望ましい。

ただし、対象人数が多く、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行

う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。

なお、当該加算が適用される事業所においては、本加算を取得することで障害児への教育・保育に関する専門性を高め、当該事業所が地域全体のインクルージョンの推進に寄与することが期待されることから、障害児を積極的に受け入れ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。

また、障害児への教育・保育を行う際には、専門職だけでなく、事業所の職員がチームとなって取り組むこと。

＜要件＞

- ① 専門職が、月に 30 時間以上（1 週に 1 日程度）、業務に従事していること。
- ② 以下の i から v の取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年 1 回以上開催すること。
  - i 対象となる障害児の把握を行う。

事業所を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成し、事業所の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。
  - ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、事業所の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。
  - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、ii の個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。
  - iv 障害児の家族への支援として以下の(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。
    - (i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築
    - (ii) 個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組
    - (iii) (i)及び(ii)の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知
  - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

児童発達支援センターや地域における障害児支援の中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び近隣の小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。

(注 1) 事業所を利用する障害児のうち、1 人は市町村が認める障害児とし、2 人目以降は事業所において適宜判断して差し支えないものとする。

なお、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料や、障害児通所支援や障害福祉サービス等を利用している事実が確認できる資料をもって確認しても差し支えない。

(注 2) 「障害児が利用している」とは、月の初日において障害児が 1 人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているもの

とすること。

(注3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。

なお、看護師又は准看護師を活用する場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

(注4) 専門職の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合も対象となる。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象の利用子どもやその人数、専門職の職種や各月の業務に従事をする時間等（見込み含む）が確認できる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

(A) (1)の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に60時間以上<sup>(注1)</sup>であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童<sup>(注2)</sup>受入事業所

(B) (1)②の要件を満たす事業所

(注1) 1週に2日程度の配置又は嘱託を想定。

(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

## (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、(1)に定める要件に係る実施状況が分かる資料を作成するとともに、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。また、市町村長は、検査時等に確認を行うこと。

## 8. 保育ICT推進加算(29)

### (1) 加算の要件

教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用している<sup>(注1)</sup>事業所に、(3)に定める通り加算する。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合<sup>(注2)</sup>若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されないこと。

(注1) 教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次

に掲げる全ての要件を満たすことをいう。

- i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。
  - ① 園児の登園及び降園の管理に関する機能
  - ② 保育に係る計画・記録に関する機能
    - ※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。
  - ③ 保護者との連絡に関する機能
    - ※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。
  - ④ キャッシュレス決済に関する機能
    - ※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。
- ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続のいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プラットフォーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。
- iii 事業所の見学予約等に係る手続において、「保活情報連携基盤」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項

事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第58条第1項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

## (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## I 地域区分等

### 1. 地域区分 (①)

支給認定保護者の居宅が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

### 2. 認定区分 (②)

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

### 3. 保育必要量区分 (③)

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

## II 基本部分

### 1. 基本分単価 (④)

#### (1) 額の算定

地域区分 (①)、認定区分 (②)、保育必要量区分 (③) (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。

#### (2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

##### (ア) 保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

i 家庭的保育者 (居宅訪問型保育事業に従事するために必要な研修を受講した者をいう。以下同じ。)

子ども 1 人につき 1 人

ii その他

a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者 1 人<sup>(注1)</sup>

b 上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者 1 人当たり、研修代替保育従事者として年間 3 日分の費用を算定<sup>(注2)</sup>

(注 1) 当該費用については、家庭的保育者の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(注 2) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

## III 基本加算部分

### 1. 処遇改善等加算 (⑤、⑪)

#### (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

#### (2) 加算額の算定

区分 1 及び区分 2 については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率 (a) 及び加算率 (b) の合計に 100 を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率 (c) を足して得たものを乗じて得た額とする。<sup>(注 1、2)</sup>

区分 3 については、処遇改善等加算 (区分 3) - ①又は②の別に定められる額を各月初日の利用子ども数で除して得た額とする (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(注1) 地域区分に応じた単価 × [(加算率(a)+加算率(b)) × 100] + 加算率(c)

(注2) (a) は告示第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b) は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c) は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

## 2. 資格保有者加算 (⑥)

### (1) 加算の要件

家庭的保育者<sup>(注)</sup>が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算する。

(注) 利用子どもに対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合は、当該利用子どもを主に保育する家庭的保育者の資格の保有状況によること。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した{加算率(a)+加算率(b)}×100を乗じて得た額を加えた額とする。

## 3. 休日保育加算 (⑦)

### (1) 加算の要件

休日等において、常態的<sup>(注)</sup>に保育を必要とする保育認定子どもが利用する事業所に加算する。

(注) 各月における休日等の日数の合計に対して、概ね3/4以上の利用が見込まれること。

### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が休日等における利用状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した{加算率(a)+加算率(b)}×100を乗じて得た額を加えた額とする。

## 4. 夜間保育加算 (⑧)

### (1) 加算の要件

母子家庭等の子どもの保護者が夜間及び深夜<sup>(注)</sup>の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供すると市町村が認めた場合に適用する。

(注) 概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね3/4以上見込まれること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が夜間及び深夜における利用状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価に1の(2)で認定した{加算率(a)+加算率(b)}×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 連携施設加算(⑨)

(1) 加算の要件

家庭的保育事業等設備運営基準第6条第1項に定める連携施設(同条第2項の場合にあっては、同条第1項第1号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第3項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第4項の場合にあっては、同条第1項第2号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第5項に規定する代替保育連携協力者とする。以下同じ。)を設定する事業所又は同第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設を設定する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び障害・疾病のある子どもを保育する場合<sup>(注)</sup>又はそれ以外の場合の別に応じて定められた額とする。

(注) 家庭的保育事業等設備運営基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設を設定する場合をいう。

IV 加減調整部分

1. 特定の日に保育を行わない場合(⑩)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、月曜日から土曜日までのうち特定の日において保育の利用希望が無いなど、保育認定子どもが利用しない日が予め決まっているときに保育を行わない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用は、支給認定保護者が居住する市町村長が各月の利用状況(予定)を確認の上行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月

(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

### (3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(④)、処遇改善等加算(区分1及び区分2)(⑤)、夜間保育加算(⑧)及び連携施設加算(⑨)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た数に、週当たりの保育を行わない日数を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

なお、本調整の算定上の「週当たりの保育を行わない日数」は、その月の特定の日に保育を行わない日数(閉所日数)を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)すること。

## 2. 安全計画の策定等をしていない場合(⑩a)

### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

安全計画を策定していない事業所又は以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続した事業所に適用する。<sup>(注)</sup>

(注) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和8年7月から適用する。

<要件>

- i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。
- ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。
- iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。

### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所の設置者から(1)の要件の適合の有無を確認の上、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がないものとする。

### (3) 調整額の算定

調整額は、定められた額とする。

## 3. 経営情報の報告等を行っていない場合(⑩b)

### (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない事業所及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない事業所<sup>(注1)</sup>に適用する<sup>(注2)</sup>。ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月(以下「当初の期限」という。)が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。

(注1) 修正の報告に関する留意事項

修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報告内容及び事業所の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正

がされない等、法第 58 条第 6 項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね 1 か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね 1 か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができる。

(注 2) 適用の始期に関する留意事項

本調整は、令和 8 年 7 月から適用する。したがって、令和 6 年 4 月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和 8 年 7 月 1 日時点で、事業年度終了時点から 8 か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない事業所においては、令和 8 年 7 月分から当該調整を適用する。また、令和 6 年 4 月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和 8 年 7 月 1 日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね 1 か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない事業所に対しても、同様に扱う。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村が、事業所の報告状況を確認の上行うこと<sup>(注)</sup>。適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける事業所の認定を行わないことができる。

(注) 事業所の報告状況の確認に係る留意事項

経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が事業所に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提供を必ず行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける事業所について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)に 5/100 を乗じて得た額とする(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## V 特定加算部分

### 1. 第三者評価受審加算(⑫)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年 12 月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注 1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注 2) 第三者評価の受審は 5 年に一度程度を想定しており、加算適用年度から 5 年度間は再度の加算適用はできないこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の事業所全体の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 2. 施設機能強化推進費加算（⑬）

### (1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組<sup>（注1・注2・注3）</sup>を行う事業所に加算する。

（注1）取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

（注2）取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね10万円以上見込まれること。

（注3）支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

### (2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の事業所全体の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

## 3. 保育ICT推進加算（⑭）

### (1) 加算の要件

教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用している<sup>（注1）</sup>事業所に、（3）に定める通り加算する。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合<sup>（注2）</sup>若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されないこと。

（注1）教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをいう。

- i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能

※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。

③ 保護者との連絡に関する機能

※ ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。

④ キャッシュレス決済に関する機能

※ ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。

- ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続のいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プラットフォーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。
- iii 事業所の見学予約等に係る手続において、「保活情報連携基盤」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項

事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第58条第1項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の事業所全体の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## I 特別利用保育

### （1）特別利用保育の実施基準

特別利用保育に係る特例施設型給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合に限り支給することができるものであること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に幼稚園又は認定こども園が無い場合又は教育標準時間認定に係る利用定員に空きがない場合。  
なお、この場合においては、保育認定子どもに係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。
- ii 保育所を利用する保育認定子どもの保護者の就労状況の変化により、教育標準時間認定を受けることになったが、翌年度に小学校への就学を控えるなど、子どもの環境の変化に配慮が必要な場合。

### （2）公定価格の算定方法等

特別利用保育に係る公定価格については、保育所に適用される 2 号認定（保育短時間認定）に係る公定価格を適用する。

ただし、年度の初日の前日における年齢が、満 2 歳の子どもの場合には基本分単価（保育短時間認定）から 7,500 円（副食費徴収免除対象子ども<sup>（注）</sup>については 3,000 円（主食費相当額）（給食材料費相当額）を減じた額とする。

また、特別利用保育を提供する施設に係る別紙 2 の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特別利用保育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

（注）以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子ども。

- ① 特定教育・保育施設等運営基準第 13 条第 4 項第 3 号イの(1)又は(2)に規定する年収 360 万円未満相当世帯に属する子ども
- ② 特定教育・保育施設等運営基準第 13 条第 4 項第 3 号ロの(1)又は(2)に規定する第 3 子以降の子ども
- ③ 保護者及び当該保護者と同じの世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令第 15 条の 3 第 2 項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども

## II 特別利用教育

### （1）特別利用教育の実施基準

特別利用教育に係る特例施設型給付費については、以下のような事情がある場合に支給することができるものであること。

なお、保護者の就労等により保育の必要性に係る事由に該当する満 3 歳以上について、保護者の希望により幼稚園を利用する場合には、教育標準時間認定を受けて利用することになること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。
- ii 保育認定（2号認定）を受けた子どもが、保育所や認定こども園等の利用を希望したが、利用調整の結果、保育認定に係る利用定員に空きがないことから、幼稚園を利用する場合。  
なお、この場合において、その後の保護者の意向を確認の上、転園の意思がないときは、教育標準時間認定へ変更することも考えられるが、その場合は施設型給付費が支給されること。

### （2）公定価格の算定方法等

特別利用教育に係る公定価格については、幼稚園に適用される 1 号認定に係る公定価格を適用する。

また、特別利用教育を提供する施設に係る別紙 1 の算定方法、加算の要件及び申請手続き等

については、特別利用教育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

なお、特別利用教育の提供を受ける場合の利用者負担額については、教育標準時間認定に係る利用者負担額が適用されること。

### Ⅲ 特別利用地域型保育

#### (1) 特別利用地域型保育の実施基準

特別利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合に限り支給することができるものであること。

なお、居宅訪問型保育事業については、その事業の特性上、本来、幼稚園等において教育標準時間認定子どもに提供すべき教育との関係を踏まえて、真にやむを得ないと認められる場合に限られるものであること。

i 支給認定保護者が居住する地域に幼稚園又は認定こども園が無い場合又は教育標準時間認定に係る利用定員に空きがない場合。

なお、この場合においては、保育認定子どもに係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。

ii IVにより特定利用地域型保育に係る特定地域型保育給付費の支給を受ける保育認定子ども(2号認定)の保護者の就労状況の変化により、教育標準時間認定を受けることになったが、翌年度に小学校への就学を控えるなど、子どもの環境の変化に配慮が必要な場合。

#### (2) 公定価格の算定方法等

特別利用地域型保育に係る公定価格については、告示にあるとおり、利用する地域型保育事業の類型に応じて以下のとおりとしている。

また、特別利用地域型保育を提供する事業所に係る別紙5から別紙7、別紙9及び別紙10の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特別利用地域型保育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

##### (ア) 家庭的保育事業又は小規模保育事業C型

家庭的保育事業又は小規模保育事業C型に適用される3号認定(保育短時間認定)に係る公定価格を適用し、基本分単価から7,500円(給食材料費相当額)を減じた額とする。

##### (イ) 小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業

小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業に適用される3号認定(保育短時間認定)に係る公定価格(年齢区分は「1、2歳児」)を適用し、基本分単価については、年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもは7,500円(給食材料費相当額)を減じた額、満3歳の子どもは65/100(保育所型事業所内保育事業は50/100)を乗じて得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)、満4歳以上の子どもは60/100(保育所型事業所内保育事業は45/100)を乗じて得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

ただし、利用定員20人以上の事業所内保育事業を除き、各月初日における満3歳以上の子ども(年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。)の数が、利用定員の3割未満となる場合は、基本分単価から7,500円(給食材料費相当額)を減じた額とする。

##### (ウ) 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業に適用される3号認定(保育短時間認定)に係る公定価格を適用する。

(エ) (ア)又は(イ)の場合において、副食費徴収免除対象子どもについては、算定した額に4,500円を加えた額とする。

## IV 特定利用地域型保育

### (1) 特定利用地域型保育の実施基準

特定利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合において支給することができるものであること。なお、2号認定子どもを受け入れる際には集団での遊びの種類や機会に課題がある点に留意が必要であることから、適切に集団での遊びの種類や機会を確保できるよう、工夫、配慮すること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。
- ii 特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、年度の途中で満3歳を迎えて認定区分が2号となったが、地域において2号認定に係る利用定員に空きがない場合に当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。  
この場合において、満3歳を迎えた年度を超えてもなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合に限り、特定地域型保育費を支給することができるものであること。
- iii 保育認定を受けた事業主が雇用する労働者の子どもが、保護者の希望により満3歳以降も、引き続き利用する場合。  
なお、この場合においては、雇用する労働者に係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。
- iv 集団生活を行うことが困難である場合。
- v 上記の他、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、満3歳以上の幼児の保育が必要な場合。

### (2) 公定価格の算定方法等

特定利用地域型保育に係る公定価格については、利用する地域型保育事業の類型に応じて以下のとおりとする。

また、特定利用地域型保育を提供する事業所に係る別紙5から別紙7、別紙9及び別紙10の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特定利用地域型保育の提供を受ける子ども的人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

#### (ア) 家庭的保育事業又は小規模保育事業C型

家庭的保育事業又は小規模保育事業C型に適用される3号認定に係る公定価格を適用し、基本分単価から7,500円(給食材料費相当額)を減じた額とする。

ただし、年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもの場合には基本分単価を減じないものとする。

#### (イ) 小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業

小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業に適用される3号認定に係る公定価格(年齢区分は「1、2歳児」)を適用し、年度の初日の前日における年齢が満3歳以上となる子どもの場合は、基本分単価について、満3歳の子どもは65/100(保育所型事業所内保育事業は55/100)を乗じて得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)、満4歳以上の子どもは60/100(保育所型事業所内保育事業は45/100)を乗じて得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。(年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもの場合には、3号認定に係る公定価格(年齢区分は「1、2歳児」)そのものを適用する。)

ただし、利用定員20人以上の事業所内保育事業を除き、各月初日における満3歳以上の子ども(年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。)の数が、利用定員の3割未満となる場合は、基本分単価から7,500円(給食材料費相当額)を減じた額(年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもの場合には減じない。)とする。なお、地域における満3歳以上に係る保育の提供体制や事業所の職員体制等を踏まえて、利用定員の3割以上となることがやむを得ないと市町村が認める場合には、これと同様の額とすることができること。

(ウ) 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業に適用される3号認定に係る公定価格を適用する。

- (エ) (ア) 又は (イ) の場合において、副食費徴収免除対象子ども（ただし、年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どものを除く。）については、算定した額に4,500円を加えた額とする。

## V 特例保育

(1) 特例保育の実施基準

特例保育に係る特例地域型保育給付費は、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難な離島・その他地域に居住する支給認定保護者の子どもに対して、特例保育を提供する場合に支給することができるものとされているが、その実施に当たっては以下によること。

(ア) 実施主体

市町村

(イ) 実施場所

特例保育を提供する事業所は以下の地域に所在する事業所とする。

- i へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。
- ii 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条の2第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による特地勤務手当（以下「特地勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。
- iii へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。
- iv 上記iからiiiまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

(ウ) 設備及び運営

特例保育の提供に当たっては、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の精神を尊重して行うものとする。

- i 公民館、学校、集会所等の既設建物の一部を用いて事業所を設置する場合には、その設備をその事業所のために常時使用することができるものでなければならないこと。
- ii 保育室、便所及び屋外遊戯場（その付近にあるこれに代わるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- iii 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- iv 保育士を2人以上置くこと。  
ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。
- v 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については、利用子どもが健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。
- vi なお、1日当たりの平均入所児童数が5人以下となることが見込まれる事業所については、特別な事情が認められるときは、上記ivについて、個々の事情に応じた配置も認められる場合もあること。

(2) 公定価格の算定方法等

特例保育に係る特例地域型保育給付費の額については、内閣総理大臣が定める公定価格から、

利用者負担を控除した額を基準として、市町村が定めることになるが、内閣総理大臣が定める公定価格については、個々の事情に応じて定めることとしている。

具体的には、各市町村における特例保育の実施に要する費用等を勘案して定めることになるが、これに当たっての各年度の協議については、別途通知するところによる。

## 「4歳以上児配置改善加算」と他の年齢別の配置改善加算との適用の整理について

## ○別紙1（幼稚園（教育標準時間認定1号））

4歳以上児配置改善加算及び3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算の適用については、以下のA～Hの算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A～Hの組み合わせに応じた加算が適用される。

ただし、チーム保育加配加算を算定している施設は、4歳以上児配置改善加算は適用しない。また、チーム保育加配加算は、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算と併給する場合であっても配置基準上教員数とは別に必要教員数を算出する。

A：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算

B：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算

C：4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算

D：4歳以上児配置改善加算

E：3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算

F：3歳児配置改善加算

G：満3歳児対応加配加算

H：いずれも対象外

## &lt;算式A&gt;

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

## &lt;算式B&gt;

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

## &lt;算式C&gt;

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

## &lt;算式D&gt;

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

## &lt;算式E&gt;

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

## &lt;算式F&gt;

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$$

<算式 G>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} = 配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)

<算式 H>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 ×1/20 (同)} = 配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)

○別紙2（保育所（保育認定2・3号））

4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算の適用については、以下のA～Hの算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A～Hの組み合わせに応じた加算が適用される。

ただし、チーム保育推進加算を算定している施設は、4歳以上児配置改善加算は適用しない。また、チーム保育推進加算は、3歳児配置改善加算と併給する場合であっても、配置基準上保育士数とは別に必要職員数を算出する。

A：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算

B：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算

C：4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算

D：3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算

E：4歳以上児配置改善加算

F：3歳児配置改善加算

G：1歳児配置改善加算

H：いずれも対象外

<算式A>

{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/15（同）} + {2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

<算式B>

{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/15（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

<算式C>

{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/20（同）} + {2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

<算式D>

{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/15（同）} + {2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

<算式E>

{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/20（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

<算式F>

{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/15（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

<算式G>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)}  
=配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)

<算式H>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20 (同)} + {1,2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)

○別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））・別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））

4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算の適用については、以下のA～Pの算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A～Pの組み合わせに応じた加算が適用される。

認定こども園は教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに算出すること。ただし、チーム保育加配加算を算定している施設は、4歳以上児配置改善加算は適用しない。また、チーム保育加配加算は、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算と併給する場合であっても、配置基準上保育教諭等数とは別に必要保育教諭等数を算出する。

- A：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算
- B：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算
- C：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算
- D：4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算
- E：3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算
- F：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算
- G：4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算
- H：4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算
- I：3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算
- J：3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算
- K：満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算
- L：4歳以上児配置改善加算
- M：3歳児配置改善加算
- N：満3歳児対応加配加算
- O：1歳児配置改善加算
- P：いずれも対象外

<算式A>

{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数（満3歳児を除く）×1/15（同）} + {満3歳児数×1/6（同）} + {2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）

<算式B>

{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/15（同）} + {満3歳児数×1/6（同）} + {1,2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）

<算式C>

{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/15（同）} + {満3歳児数×1/15（同）} + {2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）

<算式D>

{4歳以上児数×1/25（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数（満3歳児を除く）×1/20（同）} + {満3歳児数×1/6（同）} + {2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）

<算式 E>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式 F>

{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/15 (同)} + {1,2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式 G>

{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {1,2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式 H>

{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/20 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式 I>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {1,2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式 J>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/15 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式 K>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式 L>

{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/20 (同)} + {1,2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式 M>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/15 (同)} + {1,2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式 N>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数

(満3歳児を除く) × 1/20 (同)} + {満3歳児数 × 1/6 (同)} + {1,2歳児数 × 1/6 (同)} + {乳児数 × 1/3 (同)} = 配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式O>

{4歳以上児数 × 1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 × 1/20 (同)} + {満3歳児数 × 1/20 (同)} + {2歳児数 × 1/6 (同)} + {1歳児数 × 1/5 (同)} + {乳児数 × 1/3 (同)} = 配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

<算式P>

{4歳以上児数 × 1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 × 1/20 (同)} + {満3歳児数 × 1/20 (同)} + {1,2歳児数 × 1/6 (同)} + {乳児数 × 1/3 (同)} = 配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)

## ○別紙1（特別地域保育体制確保対応加算の取扱いについて）

特別地域保育体制確保対応加算については、以下の i～iii の要件を全て満たすことにより、加算が適用される場所であるが、当該要件について、具体的な取扱いを下記のとおり定めることとする。

- i 当該施設が所在する市町村が、地方版子ども・子育て会議等で当該施設の設置者やその他関係者と教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討を行っており、当該協議・検討に参画していること。  
 なお、市町村においては、管内において当該加算を取得する施設が1つでもある場合については、翌年4月末日までに子ども家庭庁に報告を行うこととし、教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討に係る具体的内容及び報告については別に定めるものとする。
- ii 当該施設の利用定員が20人であり、かつ、当該施設の利用子ども数が15人以下であること。
- iii 当該施設が、当該年度中において以下の全ての取組を行っていること。
  - a 教育・保育の質の確保及び向上に係る取組  
 他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との連携により、他の施設の子ども等との交流活動、他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との合同研修、勉強会等を行う。
  - b 地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組  
 教育・保育の他、乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組や子ども・子育て家庭を支援する取組、障害者や高齢者等を対象とした支援の取組、地域づくりのための取組などの多機能的な取組を行うなど将来的に向けた地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する検討・準備を進める。

## 1. 要件 i について

要件 i における「教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討」については、当該加算を取得する施設が所在する市町村で、地方版子ども・子育て会議等における協議・検討を進める必要がある。

なお、地方版子ども・子育て会議等における協議・検討にあたっては、将来的な保育ニーズや現行の教育・保育資源等の状況を踏まえ、地域において共通認識を持ちつつ協議・検討を行うことが重要であることから、市町村が作成する「保育提供体制の確保のための実施計画」をもとに、本加算を取得する施設の設置者を含めた管内施設の設置者やその他関係者を交えて以下の内容について協議・検討を行うこと。

- ① 市町村における保育提供体制の在り方、課題
- ② ①を踏まえた今後の保育提供体制の確保に向けた方針や計画

また、当該市町村は、翌年4月末日までに、別添報告様式を子ども家庭庁に提出すること。

## 2. 要件 ii について

要件 ii については、各月毎に利用定員が20人であり、かつ利用子どもの人数が15人を下回っていることが必要である。そのため、当該年度中に利用子どもが15人を上回る月が発生した場合には、当該月は当該加算の対象外となる。

## 3. 要件 iii について

人口減少下での保育機能の維持・確保に向けては、市町村主導で地域における教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討を行うとともに、施設においても保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行うことが必要である。

また、人口減少下での保育機能の維持・確保に当たっては、個々の施設の教育・保育に限った取組ではなく、地域の子育て拠点としての取組や地域の維持・発展のための取組を行うことが重要であることから、a及びbの全ての要件を満たすことを求めており、各取組を単発のイベントとして実施するのではなく、定期的・継続的に実施するとともに、他の施設や子ども・

子育て支援を提供する施設、地域住民等と日常的に連携を図ること。

さらに、a及びbの取組は、人口減少下において保育機能の維持・確保に取り組むとともに、様々な子ども・子育て支援等に係るニーズに対応していくことで、将来的に、市町村内の当該地域における中核的な子ども・子育て支援の機能を担うことも期待されることから設けているものである。地域ごとに具体的なニーズ等も異なることから、取組の詳細な内容や実施頻度等の設定までは行わないが、こうした趣旨を踏まえ、市町村において地域のニーズを踏まえた効果的な取組となるよう、検討・判断すること。

なお、bの多機能的な取組の具体的な内容については、下記のとおり。

- ① 乳幼児期以降の子ども・若者を支援する取組  
放課後の居場所づくりなど、小学生以上の子どもを対象とした取組  
(例)・放課後児童クラブや小学生の預かり  
・児童館、居場所・遊び場づくり、学習支援
- ② 子ども・子育て家庭を支援する取組  
保育所を利用していない子どもやその保護者、または妊産婦など出産前後の家庭などを対象とした子育て支援の取組  
(例)・こども食堂やこども宅食、フードパントリーなど子どもの食事を支援する取組  
・保育士、栄養士等による子育て相談など親子を支援する取組
- ③ 障害者や高齢者等を対象とした支援の取組  
子どもだけではなく、障害福祉サービスや高齢者等を対象とした介護保険サービスなど子ども・子育て支援以外の様々な支援の取組  
(例)・障害者との交流を行う取組  
・高齢者への食事の提供(大人も含めた食堂、宅食等)を通じた見守り
- ④ 地域づくりのための取組  
①～③以外で、広く地域住民を対象とした地域づくりのための取組  
(例)・地域交流支援(イベント、講座実施、コミュニティースペース等)  
・防災関連事業

別添 報告様式

〇〇様式

番 号  
年 月 日

こども家庭庁成育局保育政策課長 殿

市町村等名  
職 名

令和8年度特別地域保育体制確保対応加算の協議・検討に係る報告について

標記について、次の関係書類を添えて報告いたします。

- (1) 特別地域保育体制確保対応加算の協議・検討に係る報告書
- (2) (該当あれば) その他参考となる資料

<担当者の連絡先>

所属 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

特別地域保育体制確保対応加算の協議・検討に係る報告書

1 自治体名  県  市

2 管内保育所等施設数及び本加算を取得した施設数

保育所  施設 (うち本加算を取得した施設数  施設)

認定こども園  施設 (うち本加算を取得した施設数  施設)

3 協議・検討に参加したメンバー (該当する者に○)

- |                          |                               |                          |             |                          |               |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------------|
| <input type="checkbox"/> | 市町村の保育関連部署                    | <input type="checkbox"/> | 都道府県の保育関連部署 | <input type="checkbox"/> | 市町村の都市づくり関連部署 |
| <input type="checkbox"/> | 保育関連団体                        | <input type="checkbox"/> | 地域住民        | <input type="checkbox"/> | 学識経験者         |
| <input type="checkbox"/> | 本加算を取得した施設の設置者                | <input type="checkbox"/> |             | <input type="checkbox"/> | その他施設の設置者等    |
| <input type="checkbox"/> | 教育・保育以外の子ども・子育て支援を提供する施設の設置者等 |                          |             |                          |               |
| <input type="checkbox"/> | その他 (                         |                          |             |                          | )             |

4 協議・検討の内容

① 貴自治体における保育提供体制の在り方、課題

② ①を踏まえた今後の保育提供体制の確保に向けた方針や計画

※ 当該方針及び計画の期限も含めて記載すること。

なお、具体的な期限が決まっていない場合は、検討期間の目処について記載すること。